

■とっておき！美しい都市の景観……………3

「閑谷学校」備前市(岡山県)

■年頭のごあいさつ……………6

全国市長会会長 防府市長 ●松浦正人

■平成30年総務大臣年頭所感……………8

総務大臣 ●野田聖子

■市長座談会……………14

地元産ワインで地域おこし

座談会出席市長 ●南陽市長・白岩孝夫／東御市長・花岡利夫

笛吹市長・山下政樹／山鹿市長・中嶋憲正

司会・コーディネーター ●政治ジャーナリスト・細川珠生

■市政ルポ 広島市(広島県)……………20

200万人広島都市圏構想で元気を牽引！ 広島市長 ●松井一實

■マイ・プライベート・タイム……………26

安心から元気に、そして楽しいまちへ 可児市長 ●富田成輝

■わが市を語る……………28

◆地方創生の原動力はひとつづくり 小松市長 ●和田慎司

◆「JUMP UP もおか」 真岡市長 ●石坂真一

◆「だれもがワクワクする街づくり」

■これぞ！食のイチオシ 羽曳野市(大阪府)……………32

■市政ギャラリー 都市の素顔……………33

「多治見市修道院と土岐川」(岐阜県)

■全国市長会子ども・子育てフォーラム……………34

子どもたちのために、今、緊急に求められていること



市政ルポ

広島市(広島県)

拠点都市として世界に誇れるまちづくり

広島市長 ●松井一實

特集

ICTと地域づくり

第4回 ICTを活用したこれからの広報・広聴

〔寄稿1〕自治体の戦略的広報へのSNSおよびAIの活用

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院教授 ● 北村倫夫

〔寄稿2〕「人」と「モノ」が行き交う宿場町から「知」の宿場町 郡山へ

ICTを活用した広聴・広報

郡山市長 ● 品川萬里

〔寄稿3〕動画を生かすシティプロモーションであびこの魅力発信!

我孫子市長 ● 星野順一郎

〔寄稿4〕ICTを活用した行政広報によるまちづくり

菊池市長 ● 江頭 実

動き

■世界の動き／ICBM発射で北朝鮮危機が新段階へ

拓殖大学海外事情研究所教授 ● 名越健郎

■経済の動き／行政にも押し寄せる生産性革命の大波

日本経済新聞社編集委員 ● 滝田洋一

■自治の動き／議員のなり手を増やすために

ジャーナリスト ● 松本克夫

■都市のリスクマネジメント

「未来の年表」と防災

跡見学園女子大学教授 ● 鍵屋 一

■法令相談室から

平成29年を振り返って

全国市長会顧問弁護士 ● 松崎 勝

■時代を駆け抜けた偉人たち

お奉行日和 民政家 川路聖謨

協坂安董

作家 ● 出久根達郎

■全国市長会の動き

■平成30年度における被災市町村に対する人的支援について(依頼)

■編集後記

76	74	68	66	62	60	58	56	54	51	48	45	42	41
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

年頭のごあいさつ



初心忘るごとくなく未来へ紡ぐ



全国市長会会長

防府市長

松浦正人

謹んで新春のお慶びを申し上げますとともに、全国市長会の諸活動に御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

はじめに、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨など各種大規模災害に直面し、その復旧・復興に御尽力されている皆さまに敬意を表しますとともに一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。また、それぞれの自治体において被災地に向けて職員派遣などの可能な限りの御支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。被災地では、引き続きの支援を必要としておられますので、実情をご賢察いただき、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年、第4次安倍内閣が発足し、「人づくり革命」と「生産性革命」を目指した「新しい経済政策パッケージ」が決定され、少子・高齢化という最大の壁に立ち向かうこととされておりますが、我が国が直面するこのような課題に対しましては、国と地方が連携・協力しあって効果的な施策を強力に展開していく必要があると考えています。常々私が申していることですが、国を一本の大木とするならば、我々基礎自治体はその大木を支える一本、一本の根であるという意識を持つて、しっかりと取り組んでいくことが重要ではないでしょうか。

また、国と地方の協議の場等を通じ、平成30年度予算に関しまして、具体的に

は「地方交付税など地方一般財源総額の確保」、「消費税率10%への確実な引上げと、新しい政策パッケージの策定に当たっての地方との十分な協議」、「償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税の現行制度堅持」、「介護保険、国民健康保険の安定財源の確保」などについて、また、地方創生、地方分権改革に関して「地方が提案している改善事項の実現」と「所有者不明土地の活用を可能にする法整備」について、都市の行財政を預かる現場の立場から提言をいたしました。

中でも、地方の基金残高の増加を理由に、地方歳出を抑制すべきとの議論については、断じて容認できないということ、を全国の市区長の皆さまと一緒に強く主

張した結果、国においても、地方の実情を理解され、大きな成果を得られたものと認識しております。

また、喫緊の課題である少子化対策として、昨年11月に「全国市長会子ども・子育てフォーラム」を開催し、現場を預かる市長と国との意見交換を行い、それを踏まえた「子どもたちのための緊急決議」をまとめ、直ちに正副会長から、菅官房長官にお渡ししたところであり、このことは12月14日に開催された「国と地方の協議の場」においても再度要請した次第です。

本年は「明治150年」、「全国市長会120周年」を迎える節目の年となります。我が国は、明治維新を契機として、近代国家への第一歩を踏み出し、憲法の制定、議会の設置など立憲政治の導入・確立、国際化への対応、技術革新と産業化の推進、教育の充実などの取組みを進め、今の日本の基本的な形を築き上げてきました。この、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び日本の強みを再認識することは大変重要なことであるという認識のもと、政府一体となって関連施策が進められています。

我々基礎自治体としましても、改めて明治期を振り返り将来につなげていくことは意義のあることであると考えます。明治以降の日本の歩みを未来に遺すことによって、次世代を担う若者にこれからの時代を考えてもらう契機とするために、各自自治体においても取組みが進められることを期待します。

全国市長会につきましては、明治となつてからわずか30年後の明治31年に、現在の全国市長会の発祥となる関西各市聯合協議会が立ち上がり、各自自治体に共通する事項等について共同で協議、研究する体制が整いました。

以降、名称変更や組織の拡大を経て、「全国市長会」となり、今年120年の大節を迎えました。最近では、平成23年4月に「国と地方の協議の場に関する法律」が成立し、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案及び実施について国と地方が協議する制度が創設され、全国市長会もその構成メンバーとなっております。国と地方の役割分担や地方行財政制度等にかかわる政策課題に対し、住民に最も身近な行政体であり、住民生活に直結した

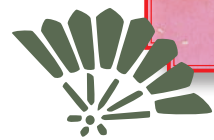
行政サービスを実施している都市自治体の代表として、我々の意見が反映されるよう積極的に発言を続けてまいりましたし、これからも続けてまいります。

このような節目の年でありますので、私も、初心である「日々が任期」の想いを改めて確認し、全国市長会の今後の更なる発展に繋がるよう全力を尽くしてまいりたいと存じます。

結びになりますが、全国814市区長の皆さまには、お盆も正月も土、日、祝日もなく、早朝から深夜まで日々さまざまな市区政用務に取り組まれておられる中、その御心労は計り知れないものがあると存じ、重大な職責を果たしておられる皆さまに改めて敬意を表しますとともに、自らの身体は自らが守る」という、人としての初心も常に心がけていただきたいと切望しております。

「全国市長会を構成する814の都市自治体が結束すれば、大きな力となる。」ということを心に据えて、本年が災害のない一年でありますことを祈り、皆さまの御健勝を心から念じ上げ、ごあいさつといたします。

平成30年総務大臣年頭所感



総務大臣

野田聖子

はじめに

新春のお慶びを申し上げます。

総務大臣に就任以来5カ月の間、地域の現場に足を運び、地域の実情を伺うとともに、住民・消費者の皆様の視点を大事にしながら、国民の皆様のご生活に密接に関わる幅広い総務行政に、精一杯取り組んでまいりました。

我が国が成熟期に入り、今後ますます人口減少が進んでいくことが見込まれる中で、性別や世代を超えて、全ての人々が支え合う持続可能な社会を構築することは、極めて重要な課題です。

成熟した国家には、豊富な知恵や経験の蓄積があります。総務省にも、所管する幅広い行政分野において施策を進める中で、これまで積み重ねてきた、様々なデータや技術、知

見の蓄積があります。こうした資源を活用しながら、人々が力を合わせて幸せに暮らしていける、「落ち着いて、やさしく、持続可能な社会」の実現に向けて、本年も全力で取り組んでまいります。

地域の再生を図る鍵は、「多様性(ダイバーシティ)」「包摂(インクルージョン)」「持続可能性(サステナビリティ)」であると考えています。総務省の施策においても、こうした視点を重視して取組を進めます。

防災・減災／復旧・復興

東日本大震災等からの復興

私は、大臣就任後初の視察先として福島県の双葉町、浪江町及び川俣町を訪問し、被災地の方々の声を真摯に伺ってまいりました。

「全ての大臣が復興大臣であり、その中でも総務省が被災自治体の力強い仲間であらねばならない」との強い思いの下で、東日本大震災の復旧・復興に全力で取り組みます。

昨年は7月の「九州北部豪雨」により大規模な河川氾濫や土砂災害が発生しましたが、消防職団員の方々には地域住民のために昼夜を分かたず活動していただきました。甚大な被害が生じた福岡県や大分県には緊急消防援助隊が駆けつけ、人命救助や捜索活動に当たっていただきました。心から敬意を表し、感謝申し上げます。

総務省では、被災地の実情を伺いながら、復旧・復興に向け、地方交付税や地方債による財政措置を講じてまいりましたが、引き続き、被災地地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応してまいり

ます。

昨年9月には、全国の地方公共団体に書簡を發出し、被災地方公共団体への応援職員を派遣を要請しました。また、平成30年度の職員派遣についても、昨年12月に協力を依頼しました。

こうした取組に加え、全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用できる全国一元的な仕組みについて、本年度内の構築を目指し、準備を進めています。

広域的な応援態勢の整備、消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「首都直下地震」や「南海トラフ地震」などの大規模災害に備えるため、「緊急消防援助隊の充実強化」、「女性や若者を中心とした消防団への加入促進など地域防災力の強化」、「災害対応拠点となる庁舎の耐震化」を進めます。

また、一昨年12月の糸魚川市の大規模火災などを踏まえ、火災危険性が高い地域等の火災防ぎよ計画の策定、応援体制の強化、消防水利の確保など、消防体制の充実と消防力の強化を図ります。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた安心・安全対策のほか、増加する救急需要に対応するための救急安心センター事業「#7119」の全国展開に取り組みます。

災害時等の情報伝達環境整備

地域住民に災害情報が確実に伝達されるよう、防災行政無線の戸別受信機の普及、災害情報共有システムであるJアラートの利用促進、防災拠点等へのWi-Fi環境の整備やケーブルテレビネットワークの光化をはじめとする放送ネットワークの強靱化など、災害時の情報伝達体制の整備を進めます。

災害時における携帯電話などの途絶を想定し、医療・救護活動など災害応急活動に不可欠な非常用通信手段の活用を推進します。

あわせて、外国人や高齢の方々にも災害情報が確実に伝達される環境を整備するため、2020年を目標に、「空港・駅などのターミナル施設などにおける災害情報の多言語化・視覚化」、「119番通報や救急搬送の多言語対応」などに取り組みます。

さらに、Jアラートの的確な運用を行うための研修及び訓練や、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を充実させ、国民保護体制の整備に万全を期してまいります。

地域経済の好循環の拡大と地方の一般財源総額の確保

自立促進に向けた取組

地域の自立を促進するため、地域力を高め、人々が地域で支え合う社会を構築してま

います。

まず、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を推進します。地域の資源と資金を活用して地域に雇用を創出する「ローカル10000プロジェクト」については、地方負担額に特別交付税措置を講ずるなど、支援内容を充実させ、更なる推進に努めます。また、マイナンバーカードを活用して公共施設等の利用者カードを一枚にし、地方公共団体のポランテアポイント等とクレジットカードのポイント等を地域経済応援ポイントとして合算する「住民総活躍・地域の消費拡大サイクル構築プロジェクト」を開始しており、地域金融機関との連携や全国での導入を進めます。

次に、シェアリングエコノミーを活用して、地域での社会課題解決や生活産業の創出による経済活性化を図るため、「シェアリングエコノミー活用推進事業」を展開し、地方公共団体の取組を支援します。

さらに、地域の人材、組織の育成強化を推進します。「地域おこし協力隊」については、研修の充実や起業支援など、隊員が任期終了後も地域に定着して活躍できる環境づくりに努めます。また、「チャレンジふるさとワーク」においては、地域と多様に関わる地域外の「関係人口」に着目し、地域づくりに関わる機会を提供したり、地域課題の解決等に向け

た協働実践活動等に取り組み地方公共団体をモデル的に支援する「関係人口」創出事業」などを推進し、地域への「ヒト・情報」の流れを生み出します。

加えて、ふるさと納税を活用し、地域における起業支援や移住交流に取り組む地方公共団体を後押しするプロジェクトを新たに展開します。それと同時に、北海道上士幌町など、ふるさと納税で得られた資金を活用して地域の活性化に成果を挙げている取組が全国に広がるよう、好事例を紹介していきます。

新たな圏域づくりとして、「連携中枢都市圏」や「定住自立圏」、過疎地域等における集落ネットワーク圏の形成を推進するとともに、地域運営組織の形成を促進します。

地方の一般財源総額の確保等

平成30年度の地方財政対策は、概算要求時点で、地方交付税は0・4兆円の減、臨時財政対策債は0・5兆円の増となり、大変厳しい状況からのスタートとなりました。

また、地方公共団体の基金の増加について、財政制度等審議会や経済財政諮問会議等において、様々な議論がありました。

こうした中で、平成30年度の地方一般財源総額については、地方公共団体が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組むつつ、安定的な財政運営を行うことができる

よう、前年度を上回る62・1兆円程度を確保しました。

また、「地方交付税を確保」するとともに、「臨時財政対策債を抑制」するため、国税決算の減額に伴う精算の繰延べや地方公共団体金融機構の準備金の更なる活用など、様々な工夫を行い、可能な限りの手段を活用した結果、地方交付税を16・0兆円程度確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を前年度から0・1兆円の減に抑制することができました。

また、将来の財政面での不安を背景に、公施設等の老朽化対策に備えた基金の積立が増加していることも踏まえ、「公施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業を追加するなど内容を拡充した上で、事業費を0・1兆円増額することとしました。

このように、平成30年度の地方財政は、地方が自由に使える一般財源総額をしっかりと確保した上で、地方交付税の総額を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度マイナスに抑制しています。

地方公共団体におかれては、今回の地方財政対策を踏まえ、様々な地域の課題に積極的に対応していただくことを期待しています。

平成30年度税制改正においては、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止

等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設を決定するとともに、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえて地方消費税の清算基準を抜本的に見直すなど、地域社会を支える地方財政基盤の構築のための措置を講ずることとしました。

高齢化と人口減少が進む中、地方の安定財源を確保していくことは重要な課題であり、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでまいります。

ICTによる経済成長の実現

世界最高水準のICT環境の整備

ICTは、人・モノ・データなどのあらゆる資源を結びつけることにより、新たな付加価値を生み出す「切り札」です。

国民生活の隅々まで浸透し、あらゆる社会・経済活動に必要な不可欠な基盤となっているICTの効用を最大限に引き出すため、サイバーセキュリティの確保、ICT基盤の一層の高度化、ICTの徹底的な利用促進を「三位一体」で取り組むことにより、「社会全体のICT化」を推進します。その羅針盤として、人口減少・高齢化が一層進む

2030年代以降を展望しつつ、日本の「未来」をつくる新たな情報通信政策のビジョンを策定します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、第5世代移動通信システムの導入、本年12月から開始される新4K8K衛星放送など高度な映像配信の推進、多言語音声翻訳システムの更なる研究開発、あらゆる車がネットワークに繋がる社会の実現など、世界最高水準のICT環境の整備に取り組みます。

利用者がスマートフォン通信サービスによる利便性を享受するためには、多様なサービスが低廉な料金で提供されることが重要です。そのために、MVNOを含めた公正な競争が確保されるよう、環境整備に取り組みます。

我が国の基幹的な通信インフラである固定電話網についても、公正な競争環境や利用者利便を確保しつつ、IP網への円滑な移行のための取組を一層進めていきます。

また、ICT基盤の中核として幅広い分野への展開が期待される電波の有効利用を一層推進します。

サイバーセキュリティの強化、

ICTの安心・安全の確保

本格的なIoT時代を迎える中、IoT

機器を狙ったサイバー攻撃が急増しており、サイバーセキュリティの強化は急務となっています。総務省では、サイバーセキュリティ政策の推進体制を強化するとともに、「IoTセキュリティ総合対策」を着実に推進し、インターネット障害への対策やセキュリティ人材の育成を一層強化します。あわせて、違法・有害情報への対応、安心・安全に電波を利用できる環境の確保に引き続き取り組みます。

生産性向上につながるIoT・ビッグデータ・

AI・シェアリングエコノミー等の活用推進

IOT、ビッグデータ、AI、シェアリングエコノミー等の新たなICTの利活用は、新たなビジネスモデルや生産性向上をもたらす、地域の課題解決や持続可能な経済成長のカギとなるものです。このため、「地域IOT実装推進ロードマップ」の着実な実現に向けて、新たなIOTサービスの創出や地域への実装を総合的に支援していきます。

AI(人工知能)については、社会実装と研究開発を両輪で進めます。多様な分野でAIの基盤技術の実装を促進させ、次世代AI技術の研究開発を加速させます。また、AIネットワーク化の健全な発展を実現するため、G7、G20、OECD等の国際的な議論にも積極的に貢献します。

ブロックチェーン技術や情報信託機能など、データの利活用を促す新たな技術や仕組みの導入を積極的に進めます。

人材育成

IOT時代に対応した人づくりも急務です。IOT時代のデータ流通を支える新たな通信ネットワーク基盤を運用・管理する人材の育成に取り組みます。また、児童生徒をはじめ、地域の人々が継続的・発展的にプログラミングなどを学べる「地域IoTクラブ」の全国展開や、地域での新たなサービス創出の基盤となるオープンデータの推進に向けた地方公共団体職員の人材育成などに取り組みます。

医療・介護・健康、教育における

ICTによる課題解決

医療・介護・健康分野においては、医療費の適正化、医師の偏在などが喫緊の課題となっていますが、ICTやデータの積極活用による解決に対する期待が年々高まってきています。こうした状況を踏まえ、厚生労働省をはじめとする関係府省と連携・協力し、地域の病院や診療所、介護施設等をネットワークでつなぐことによる患者情報等の共有・活用や、医療等データの利活用モデルの構築、8K等高精細映像技術の医療応用等に積極的

に取り組みます。また、個人の健康に関する様々なデータの収集・解析に基づくきめ細かい健康指導等を通じ、健康増進につなげるなど、生活に身近な分野における新たなIoTサービスの創出を推進します。

教育分野においては、学校におけるデータの利活用による教育の質の向上、教職員の事務の効率化を図る「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」に取り組みます。

海外展開・国際的な政策連携

日本の強みを活かしたインフラ・システムの海外展開の強化を図るため、通信・放送・郵便インフラや電波システムなどに加え、統計や行政相談制度なども含め、より一層効果的な海外展開に取り組みます。

また、放送コンテンツの海外展開を通じて我が国の対外情報発信力を強化し、訪日観光客の増加や地域産品の販路拡大などを通じた地域活性化に貢献します。

NHKの在り方

公共放送としてのNHKの在り方について、受信料制度やガバナンスに関する国民・視聴者の声も伺いつつ、放送における民放との二元体制を踏まえ、引き続き検討を進めます。

暮らしやすく働きやすい社会の実現

働き方改革と女性の活躍促進

女性も高齢者の方々も障害者の方々も、誰もが自らの望む生き方を選択できる豊かな生活環境の実現に向けて取り組みます。

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークは、そのための有効なツールであり、「働き方改革」の切り札ともいえるものです。

昨年7月24日、国民運動として初めての「テレワーク・デイ」を実施しました。約950団体、6・3万人が参加し、交通混雑を緩和する効果、消費電力を削減する効果、個人消費を高める効果などがありました。今後は、地方でのテレワーク導入を応援する「気軽にまちごとテレワーク」という新たな取組を検討するとともに、テレワークによる生産性向上の効果に関する分析や、わかりやすい導入モデルの整理などに取り組み、経営層の意識改革を促していきたいと考えています。

なお、総務省は、職員が職場・自宅といった場所にとらわれずに働ける環境を整え、引き続き自ら率先して働き方改革に取り組みます。

地方公共団体における女性職員の活躍や働

き方改革を推進するため、先進的な取組事例の紹介などの支援や自治大学校における人材育成に取り組みます。

また、地方公務員の非常勤職員について、会計年度任用職員制度を整備し、任用・服務の適正化と期末手当を支給可能とする改正法の施行(平成32年4月1日施行)に向け、各地方公共団体が制度を円滑に導入できるように、丁寧な支援に努めてまいります。

全ての人にやさしいユニバーサル社会の構築

IoTやAI等の新たなイノベーションが起きつつある今こそ、年齢・障害の程度等を超えて誰もがその能力を發揮し豊かな生活を享受できる社会を実現していくことが重要です。こうした観点から、字幕放送・解説放送・手話放送の充実の他、高齢者や障害者による日常生活などでのIoTの活用を支援する施策を通じて、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー社会を実現します。

マイナンバー制度の円滑な実施と

マイナンバーカードの利活用の促進

マイナンバー制度については、昨年11月に「情報提供ネットワークシステム」及び「マイナンバー」の本格運用を開始しました。マイナンバーカードの利便性を高め、その普及を図るため、官民での利活用を進めます。今

後も、国民の利便性の向上や行政運営の効率化に向けて、関係府省と連携して取り組んでまいります。

国民が成果を実感することのできる

郵政民営化の推進

郵政事業については、引き続き、ユニバーサルサービスを確保するとともに、国民の皆様が民営化の成果を一層実感できるように、利用者の目線に立った新たな事業展開や郵便局の利便性向上を促進します。

国民にとって効率的で

利便性の高い行政基盤の確立

持続可能な行政の検討

本格的な人口減少・高齢化の中で、地方公共団体が持続可能な形で行政サービスを提供できるよう、高齢者人口が最大となる2040年頃の行政課題を整理し、今後早急に取り組むべき対応策を検討します。

また、小規模な市町村の議会における人材の確保など、民主主義の根幹を支える議会のあり方について、議論を深めます。

主権者教育の推進と投票しやすい環境の

一層の整備

民主主義の担い手である若者への主権者教

育の推進に、引き続き努めてまいります。

既に昨年12月から研究会において検討を開始していますが、障害のある方や、海外居住者といった条件不利地域の方など、投票しにくい状況下にある有権者の投票環境の向上や、今回の総選挙における課題も踏まえた選挙人の負担軽減・選挙の管理執行の効率化について、ICTの活用などにより、どのような取組ができるか、研究を進めます。

行政の業務改革(BPR)・ICT化の推進

ICTを活用した国及び地方の業務改革を進めます。業務改革に取り組む際には、機械や新技術の導入を先行させるのではなく、まず、業務フロー自体の実態把握と再設計を十分に行うことにより、各業務の特性に合った最適なシステムを導入することが可能となります。こうしたBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の取組を通じて、業務に従事する職員の負担を減らすとともに、サービスの受け手が利便性を実感できるよう業務改革を推進します。

行政運営の改善に向け、各府省の業務の実態やニーズを捉え、機動的に調査するなど、行政の評価・監視を的確に実施します。また、行政相談については、大規模災害発生時に、被災者向けに特別行政相談所を開設するなど、きめ細やかな対応に努めます。更に、政

策評価における取組を通じて、EBPM(証拠に基づく政策立案)の実践を推進します。

統計改革

人口減少という危機に的確に対処していくため、社会経済の実態を正確に捉える統計の重要性は、ますます高まっています。

GDP統計を軸にした経済統計の改善に向け、産業連関表のSUT体系への移行やオンライン家計簿の導入などによる家計調査の見直しに取り組むとともに、消費全般の動向を捉える消費動向指数(CTI)を新たに開発し、公表します。

また、統計委員会の答申を踏まえた公的統計の基本計画の改定や統計関連法制の総合的な見直しにも取り組み、利用者視点に立った統計の改善や、統計行政の基盤強化など、統計改革を着実に実行してまいります。

本年10月に空き家を含めた住生活の実態を調査する「住宅・土地統計調査」を実施するほか、国の基幹となる各種統計調査を確実に実施し、社会経済政策に必要な統計情報を提供します。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

平成30年元旦

地元産ワインで地域おこし



なかしま けんせい
中嶋 憲正
やまが
山鹿市長(熊本県)



やました まさき
山下 政樹
ふえふき
笛吹市長(山梨県)



司会・コーディネーター

ほそかわ たまお
細川 珠生

政治ジャーナリスト



はなおか としお
花岡 利夫
とうみ
東御市長(長野県)



しらいわ たかお
白岩 孝夫
なんよう
南陽市長(山形県)

国際的なワインコンクールでも高い評価を得るなど、国内外の愛好家たちに人気がある「日本ワイン」。栽培から生産、販売まですべて市内で行う6次産業による経済・雇用効果はもとより、地域ブランドとしての定着、ワインツーリズムによる観光振興など、さまざまな効果が期待されています。

座談会ではワインを地域振興に活用する白岩・南陽市長、花岡・東御市長、山下・笛吹市長、中嶋・山鹿市長にお集まりいただき、それぞれのワインの特徴、効果的な支援のあり方、まちづくりへの活用などについて、幅広くお話しいただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)



白岩 孝夫
南陽市長(山形県)

「おいしいワインをつくりたい」という作り手のモチベーションを、行政としてできるだけ応援していきたいです。

ワインを柱に地域振興を推進

細川 ワイン産業は欧米では長い歴史と伝統を誇っていますが、近年は日本の各地でも、ワインの製造が盛んに行われるようになり、まちづくりへの活用も進んでいます。私もワインは大好きですから、皆さんからお話をお聞きすることを楽しみにしてまいりました。奇しくも本

日、この座談会が開かれている11月16日はボロジョレー・ヌヴォーの解禁日。その意味でも、「地元産ワインで地域おこし」は、本日の座談会にぴったりのテーマだと思えます。

まずはそれぞれの地域で製造されているワインの特色、取り組まれているワイン振興の内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

白岩 南陽市のブドウ栽培の歴史は古く、その始まりは今からおおよそ370年前の江戸時代までさかのぼるといわれています。ワインの製造についても東北地方では最も早い、明治25年から行われてきました。特に戦時中は、軍需用品としても需要があった酒石酸が製造の過程で取れたことから、この地域では国策としてワイン製造が奨励されました。当時、市内には、ワイン醸造の免許を持つワイナリーが60軒以上もあったといわれています。

このような特徴を持つ南陽市ですが、近年、市内のブドウの栽培面積は減少の一途をたどり、平成27年時点では、ピーク時の4割程度にまで落ち込む状況となっています。市内のブドウ畑は急傾斜地が多いため、機械化が困難であることに加え、生産者の高齢化も進行した結果、離農者が増え、耕作放棄地が拡大しているのです。

南陽市では、この課題解決に向けて、ブドウ生産の担い手を増やそうと、取り組みを本格化させています。その一つが、ワイン特区の申請です。これが国から認定を受け、酒税法が定める最低生産量の緩和が認められたことを契機に、市内では今年、約80年ぶりにワイナリーが新設されました。

さらに、今年から地方創生の一環として「耕

作放棄地バンクを活用した醸造用ぶどう栽培プロジェクト」も開始。関係機関と連携して、農地貸借のマッチングや栽培技術の継承、農地や施設の整備補助などを進めていきます。

花岡 今こそ東御市はワイン製造の産地として知られるようになりましたが、そのきっかけをつくったのがエッセイストの玉村豊男さんです。平成3年に市内に移住された玉村さんは、「自分でつくったブドウでワインを飲みたい」と、翌年から荒廃した桑畑が広がる標高850mの農地で、ワイン用ブドウを定植しました。当初は「ワイン用ブドウなんかできるわけがない」との声も上がる中、試行錯誤を繰り返しながら、平成15年に醸造免許を取得し、醸造を本格化させたのです。元来、東御市はブドウの栽培に適した自然条件を備えていたこともあり、今や国産ワインコンクールで連続受賞するほか、洞爺湖・伊勢志摩サミットのランチ・デイ



インターンシップの一環で、市内のブドウ畑で農作業を体験する大学生(南陽市)

玉村豊男さんの尽力で、
日本を代表するワイン産地に。
ブドウ栽培の拡大により、
荒廃農地の復旧も
進んでいます。



花岡 利夫
東御市長(長野県)

ナーの場で供されるなど、国内外から高い評価を受けるまでになりました。

やがて、玉村さんの社会的な影響力に加え、小規模ワイナリーの開業を可能にする「とうみ Sunライズワインリキユール特区」の認定、長野県による手厚い補助制度の創設なども重なり、ワイナリーの運営や、新規就農を志す人々が、市内に移り住むようになりました。これにより、ワイン用ブドウの栽培が拡大するとともに、

に、市の大きな課題だった、荒廃農地の復旧も急ピッチで進むなど、大きな成果が上がっています。そうした中、東御市としても、現在、約33haの荒廃農地をワイン用ブドウ畑の生産団地として整備する事業を進めています。

さらに、平成27年に新たに「千曲川ワインバレー(東地区)特区」が認定されたことで、これまで東御市に限定されていた特区のエリアが近隣8市町村にまで拡大しました。これにより、ワインを核とした地域振興を、より広域的に進めていくための環境が整いました。

山下 笛吹市、甲州市、山梨市からなる峡東地域は、モモやブドウ、柿などの果樹栽培が盛んであることに加え、日本を代表するワイン産地でもあります。近年は、甲州種ブドウを原料につくられた甲州ワインの評価も上昇し、国際的なワインコンクールでも多数の受賞を重ねています。

笛吹市のワイナリーは、家族経営で営む、規模が小さな形態が一般的ですが、圧倒的な実力と知名度を誇る名産地・勝沼(甲州市)の取り組みを見習いながら、それぞれ質の高いワインの製造に向けて、努力しているところです。

そうした中、笛吹市としてもさまざまな機会を通じて、地元産ワインのPRに力を尽くしています。市内の石和温泉駅内にある観光案内所内にも、全国で初めてワインサーバーを設置したのもその一つです。市内10社のワイナリーで造られたワインを有料で試飲できるサービスで、観光客を含め多くの人に、気軽に笛吹市産のワインを楽しんでもらっています。

また、山梨県では、ブドウ品種の「甲州」と「マスカット・ベリーA」で造られた新酒ワ



市内に広がるブドウ畑(東御市)

インを独自に「山梨ヌーボー」と命名し、毎年11月3日に解禁することになっています。笛吹市ではこれに合わせて、日付けが変わった瞬間に新酒ワインの栓を抜き、みんなで乾杯する「ヌーボーde乾杯!カウントダウン」というイベントを行っています。私が観光協会会長を務めていた時代に始めたものですが、今ではすっかり地域の恒例行事になりました。

中嶋 山梨市は1市4町が合併した都市ですが、その中で近年、人気のワイン産地として注目されているのが旧菊鹿町です。基幹産業である農業を核とした活性化策を検討する中で、同町ではまちの新たな特産品としてワインに着目しました。そして、平成10年からワイン用ブドウの試験栽培に着手し、以来、熊本市のワイナリー「熊本ワイン株式会社」に出荷しています。

また、産地としての歴史は浅いものの、菊鹿産ワインの品質は極めて高く、平成16年から毎

年のように国産ワインコンクールで受賞しているほか、平成21年にはアジア最大の国際ワインコンクール「ジャパン・ワイン チャレンジ 2009」で最優秀賞(白ワイン部門)を受賞しました。

ただし、国際的な評価の高まりを受けて、その知名度は急上昇したとはいえ、ブドウの栽培面積が少なく、供給が追いつかない状態が続いていました。これが希少価値を生んで、人気に拍車をかけた面もありますが、品薄状態が続けば、せっかくの人気も広がりやを欠いてしまいます。

そこで、山鹿市では国・県の支援も受けながら、ブドウの生産拡大を図ってきました。その結果、当初は4戸で始められたブドウ栽培も、現在では30戸を超えるまでになりました。また、栽培面積に関しても、当初の3haから現在ではその3倍を超えるおよそ9.5haにまで拡大させることができました。



駅中施設に設置されたワインサーバー(笛吹市)

来年の秋には、待望のワイナリーを市内に初めて新設します。これを起爆剤として、農業振興にとどまらず、観光振興や地域の雇用確保などにも結びつけていきたいと考えています。

高品質なブドウを 安定的に供給するために

細川 最近では日本産のワインの品質も飛躍的に

ワインや果実、農村景観など、
峡東地域に集積する独自の
資源をミックスさせながら、
観光の強化を目指しています。



山下 政樹
笛吹市長(山梨県)

上がり、国際的な評価も高まっています。また、国内においても、肩ひじ張らず、気軽にワインを楽しむ人も増えてきました。こうした追い風の状況の中で、今ワイン産地ではどのようなことが求められているのか、お聞かせください。
花岡 おっしゃる通り、近年はブドウの栽培技術やワインの醸造技術が向上したことに加え、あっさりした特有の飲み口が国際的に見直されたこともあり、日本のワインのブランド力は上がっています。さらに、今やわが国は第三次ワインブームともいわれています。もはやブームを超えて、すっかり日本の食生活の中で定着した感さえ覚えます。

こうした状況を受け、海外から輸入したブドウや濃縮果汁を含む「国産ワイン」と差別化する形で、国産のブドウ100%を原料とし、国内で製造されるワインを「日本ワイン」と表示するルールが新たに確立されることになりました。日本の地元産ワインが注目される中で、各産地ではますます原料となるワイン用ブドウの生産増が求められる時代になりました。

白岩 残念ながら、南陽市ではワイン用ブドウの生産が市内でなかなか伸びていません。その背景に、ワイン用ブドウは生食用に比べて価格が安く、栽培への意欲がわきにくい面もあると思います。さらに、市内のワイナリーも、なるべく安価で市場に出したいと、ワイン原料ブドウをできるだけ安く仕入れようとする傾向も見られます。

品質を守りながら安定した生産態勢をいかにつくるかが大きな課題です。十分に手間暇をかけて、それに見合った価格を設定するなど、作り手側の意識の転換も必要になってく

国内外からの
評価が高まるにつれて、
市民の間にも、
菊鹿産ワインに対する
誇りが生まれています。



中嶋 憲正
山鹿市長(熊本県)

山下 そうした傾向は笛吹市でも見られますが、ワインの質は価格に比例するというところを、消費者も十分に理解しています。家で楽しむ場合には安価なもので満足されても、レストランで食事をするときなどは、多少値が張っても、おいしいワインを求める人は多いと思います。

白岩 商品のバリエーションを豊かにすることも必要ですね。



山鹿市が誇る菊鹿産ワイン(山鹿市)

栽培技術の向上に向けた仕組みづくり

中嶋 質の高いワインづくりのためには、栽培技術の向上や、その技術を継承していく仕組みづくりが欠かせません。旧菊鹿町は昼夜の寒暖差の大きさ、水はけの良さなど、天候や土壌に恵まれた面もありますが、一方で降水量が多いというハンディキャップも抱えていました。その弱点をこれまで積み上げてきた独自の栽培法で克服してきた歴史があります。今でも新規に参入された生産者に対しては、ワイナリーの責任者が指導役を担っているほか、市としても県外のブドウ栽培の専門家を講師に据えた講習会の開催に助成するなどしています。

花岡 東御市では、わが地域のワイン製造のパイオニア役である玉村さんが中心となって、ブドウ栽培やワイン醸造の方法、さらにはワイナリーの起業と経営について実践的に学ぶことができる「千曲川ワインアカデミー」を平成27年に開講しました。栽培技術の底上げにもつながると期待しています。

山下 ブドウの栽培方法に関しては、笛吹市で

は高い位置での作業が必要になる「棚栽培」を採用する生産者が主流となっておりですが、最近では作業が比較的楽にできる「垣根栽培」へと移行する生産者も出てきました。生産者の高齢化対策という点から、効率的なブドウ栽培のあり方を検討することも重要でしょう。

白岩 加えて、ワイン産地として成長するためには、「おいしいワインをつくりたい」という作り手のモチベーションも大切になってくると思います。今年市内に開業したワイナリーの経営者は、東京都内の有名なイタリア料理店のオーナーです。自分でつくったワインを自分の店で提供したいという強い思いで協力を募り、熱心にワイン製造に取り組まれています。

中嶋 ワインコンクールで受賞を重ねるにつれて、山鹿市では関係者だけでなく、一般の市民の間にも、菊鹿産ワインに対する誇りが生まれています。だからこそ、作り手も高い品質を保つ努力を怠りません。

その象徴が、糖度が高くなる夜に収穫したブドウでつくる「菊鹿ナイトハーベスト」です。海外でも高い評価を受ける人気の商品ですが、糖度が基準を下回る年は、あえて市場に出さない、厳しい方針を立てています。ちなみに、このナイトハーベスト収穫には、「自分たちもワインづくりに携わりたい」と100名ほどの市民がボランティアとして自主的に参加しています。

産地に求められる効果的な支援のあり方

細川 ワイン用ブドウの生産の拡大を図るため

には、支援策の充実も必要になると思います。効果的な支援のあり方について、各市長の考えをお話してください。

花岡 ワインづくりで一番大変なのは初収穫までの数年間は無収入が続くことにあります。これが新規参入を阻む大きな要因です。そこで、長野県では、いくつかの条件を満たす必要がありますが、研修を受ける新規参入者に支援を行う制度を設けています。ほかにも、荒廃農地の再生作業の経費に対する補助や苗木購入に対する補助など、市独自の支援も充実させています。

中嶋 山鹿市でも国・県の支援を受けながら、ワイン用ブドウ栽培の初期投資への補助を半額から3分の2に拡充する事業も進めたところ、ブドウの増産につながりました。

白岩 南陽市では「耕作放棄地バンクを活用した醸造用ブドウ栽培プロジェクト」の一環で、支援を受けた人と、その趣旨に賛同し、応援したいと考えている人を結びつける「支援募集プロジェクト」を始めたところです。

山下 ワイン用ブドウに関しては、生食用の農産物に比べて、農水省の補助や支援メニューが



細川 珠生
政治ジャーナリスト

十分でないのが実態です。効果的な支援を実施しようと思えば、自治体が独自に支援制度を設ける必要があります。これだけ日本ワインが目ざれているのですから、国にはさらに手厚い支援を望みたいと思います。

ワインの活性化効果を多方面に活用

細川 ワイン産業の持つ魅力や活性化効果を、観光や商工業など、ほかの分野へ広く波及させることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

花岡 千曲川の両岸には、それぞれ個性的なワイナリーも増えてきました。「千曲川ワインバレー(東地区)特区」の8市町村が一体となって、ワイナリー巡り、収穫体験、生産者との交流、ワインに合う食事の提供など、独自のワインツーリズムを通じて、交流人口の増加につながっていききたいと思います。

山下 甲州市、山梨市を交えた峡東地域には、ワインや果実、農村景観など、独自の観光資源が集積しています。そうした資源をうまくミックスさせながら、ワイナリーゾト地として、滞在型の周遊観光の強化を目指しています。

中嶋 来年秋のワイナリー開業を契機に、新たな観光ルートの創設、まちなかへの回遊などを進めることによって、観光入込客数500万人、宿泊客数50万人の達成を目指しています。ぜひ、笛吹市が実施されているワインサーバーの設置も検討してみたいと思います。

白岩 ワイン産業は付加価値が高いだけでなく、すそ野が広い産業です。そのことを市民や関係者と広く共有し、地域を挙げて活性化に取り組んでいきたいですね。



細川 質の高いワインの製造に向けて、各都市ではワイン用ブドウの安定供給、新規参入者やワイナリーへの手厚い支援、栽培技術の継承など、懸命に努力されていることがよく分かりました。さらに経済の活性化につなげていくための目標や抱負もお聞きすることができました。ぜひ、これからも関係者と力を合わせながら、ワインをまちづくりの核に位置づけ、世界に通用するワイン産地として大いに成長を遂げていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

(平成29年11月16日、全国都市会館にて開催)

本コーナーは隔月掲載となります。次回は3月号に掲載予定です。

200万人広島都市圏構想で元気を牽引！ 拠点都市として世界に誇れるまちづくり

《カープ愛》と 広島駅大改造が醸し出す熱気

今回の取材は昨年10月24日午後から25日にかけて実施させていただいたが、特に24日午後の広島を中心市街地は、異様な熱気に包まれていた。理由は2つある。

1つは、広島市民・県民の愛して止まない《広島東洋カープ》の日本シリーズ進出を懸けたクライマックス・シリーズが、24日夜に天王山を迎えようとしていたことにある。セ・リーグ連覇を遂げたカープは、3位から勝ち上がってきた横浜DeNAベイスターズによる苦戦を続け、24日夜の試合に負ければ日本シリーズに出場できなくなる瀬戸際の状況にあった。

昭和20年8月6日に原爆が投下され、壊滅的な状況に陥った広島市の戦後復興のシンボルとなり、市民・県民のモチベーションの原

動力にもなってきた市民球団《広島東洋カープ》のピンチとあって、広島駅周辺には応援グッズを持ち、真っ赤なユニフォームやTシャツを着た人々の姿がそこかしこで見られた。

ご承知のように残念ながら、カープの日本シリーズ進出の期待は断たれた。その話題を翌25日の取材の冒頭で触れさせていただこうと思っていると、松井一實・広島市長は開口一番、「いやいや、カープに関してのお悔やみの言葉でしたら、昨夜、あちこちから嫌というほどいただきました。もう十分でございます(笑)」とユーモラスに機先を制せられてしまった。

実際、カープの存在やその成績の浮沈は、広島市民・県民にとって、よその人間には測り知れない重みがあるのに違いない。

そして10月24日・25日の広島を中心市街地にあふれていたもう一つの熱気は、週末の29日(日)に、広島市の陸の玄関・JR広島駅(新幹線と山陽本線・芸備線・呉線・可部線の4

まついかずみ
松井一實
広島市長



つの在来線が結節)の南

北自由通路(中・四国地方最大の幅員15m)が、いよいよ全面供用開始されることに起因していた。さらに29日には、自由通路が通る橋上駅部分に整備が進められていたショッピングセンター「エキエ」の2F部分(1F・地上部分は来春竣工予定)も、華々



外国人観光客も目立つ“原爆ドーム”と“平和記念公園”



広島東洋カープの新・本拠地マツダスタジアム(広島市民球場)。旧市民球場の跡地利用も注目を集めている

しくオープンすることになってきた。

広島駅の大改造は平成28年10月の新幹線口(北口)ペDESTリアンデッキの完成、同29年5月の橋上駅舎新設工事の完了と南北自由通路の一部使用開始、同9月の新幹線口広場の完成、同10月の広島駅総合案内所の開設など順調に進んできた。

1日の乗降客数約15万人を数える広島駅は、これまでも広島市の玄関口として機能してきた。しかし平成8年12月7日、広島県内に2つの世界文化遺産



(広島市・原爆ドーム、廿日市市・厳島神社)が同時に誕生して以来、広島県を訪れる外国人観光客数は、世界遺産登録前の6倍以上となり、現在では年間200万人を突破している。またそのことは、広島を目指す国内旅行者数の伸びにも好影響を与えており、観光地・広島は今大いに活況を呈している。

2つの世界遺産を同時に観光するための拠点として、アクセス的にも最も便利な広島駅の大改造は、そうしたインバウンド景気とそれに付随する観光ブームが、「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、さらに加速度的になることを見越してのもの」(松井市長)でもある。同時に広島観光の玄関口である広島駅は「広島空港との連携も含めて、中国地方全域を視野に入れた広域観光の拠点であり、玄関口」(松井市長)なのだ。



広島駅の南北自由通路(左)とペDESTリアンデッキ(右)



この「中国地方全域を常に視野に入れて考える」姿勢は、地方中枢都市としての長い歴史を有する、広島市のような立場の都市ならではのものといえるだろう。

200万人超の 都市圏を輝かせるエンジン

広島市は明治22年4月1日の市制施行で誕生した、わが国最初の市(31市)の一つ。以来、広島市は県都としての存在感はもとより、中国・四国地方最大の人口(平成29年10月現在約119万5000人)を擁する地方中枢都市として発展を続け、中四国地方の振興を多方面から牽引する重要な役割を担ってきた。

少子高齢化とともに、人口減少が全国的に進みつつある現在、このような立場にある都市には、各圏域におけるいろいろな意味での牽引力がより一層、求められてくる。そういう意味合いにおいても広島市は、平成29年3月末現在で全国に23カ所ある「連携中枢都市圏」を形成する連携中枢都市の一つとして、ますますその役割は大きなものになっている(広島広域都市圏。広島市による連携中枢都市宣言は平成28年2月15日、全国で13番目に実施された)。

何しろ広島広域都市圏は、構成自治体が11市13町(広島県/広島市・呉市・竹原市・三原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊



豊かな水辺空間を活用したまちづくり「水の都ひろしま」

野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町・世羅町、山口県/岩国市・柳井市・周防大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町)と全国の連携中枢都市圏の中でも突出して多く、圏域は広島県・山口県にまたがっている。2県にまたがる連携中枢都市圏は、本圏域を含め3つであり、圏域人口(約232万5000人)の多さも際立っている。また、広島市は連携中枢都市の中で唯一の100万人超の都市でもある。

「広島広域都市圏は広島市の都心部から、およそ半径60km圏内、車で約1時間の圏内の自治体で形成しています。2県にまたがっているのは、一つには広島市が県西部に位置しているためですが、東は三原市エリアから西

広島市

市 政 ル ポ

(広島県)



平和記念公園・原爆ドームと宮島・厳島神社を45分で結ぶ水上バス



市内を縦横にネットして人気が高い市民と旅行者の足・広電(広島電鉄)

は山口県柳井市エリアまでの圏域は、昔から広島と経済的にも文化的にも深く結びついてきた事実があります。

この24市町による圏域の総人口は現在233万人弱ですが、2040年には196万人に、2060年には160万人にまで減少すると推計されます。私たちはこの圏域内人口の200万人超の維持を目指し、実現していくことが圏域内経済の持続的な発展に不可欠であると考えています。圏域内外からのヒト・モノ・カネ・情報が圏域内で循環し、圏域内の地域資源や地域産業が付加価値を生み続ける《ローカル経済圏》の構築に向け、《200万人広島都市圏構想》に基づく圏域活性化のための各種施策を、圏域内の各市町と

の連携により既に実践し始めています(松井市長)

松井市長はさらに、「2060年に圏域人口200万人超を維持するには、広島市本体の人口も110万人以上に維持(2060年の推計人口は93万人強)することを目指す必要」があり、「そのための施策を圏域内市町との連携施策と一体的に展開することで、圏域内の自律的で持続的な発展のみならず、ひいては中四国地方の発展にも資することができると考えています」と続ける。

それでは圏域の活性化と広島市の活性化は、具体的にどのような考え方の下に、同時進行していくのだろうか。「従来の中央集権・一律規制をベースとし

た、《競争》を前提とする行政展開から、地方分権・多様な規制をベースとし、自治体間の協調・協働を促す行政展開へとシフトしていくこと、これが何よりも重要な基本姿勢だと考えます。実際、例えば既に本市の経済活動は、近隣市町から働きに来る人たちにも支えられており、市内の産品・製品は近隣市町での消費にも支えられています。

その現状を考えただけでも、少子高齢化・人口減少という共通の課題を持つ私たちは、まちづくりを進めるに当たっても自分たちの市だけでなく、視野を広く近隣市町にも広げて積極的に連携し、広島広域都市圏として全体を良くしていくような形で取り組まなければならないと考えます」

大方の事業は緒に就いたばかりだが、自動車をはじめとする基盤産業の圏域内調達や農水産物・バイオマスエネルギー等の圏域内での地産地消、圏域内の周遊観光など、すべてに《循環》の視点を貫いた施策、事業が企画されている。

「《循環》をさらに具体化するために、圏域内の広域的公共交通網の充実・強化にも取り組んでいきます。また広島市等に備わっている商業や医療、学術・研究などの高次都市機能についても、圏域内の住民の皆さんに広く享受していただけるよう取り組みを進めていく」とする松井市長は、「広島市が輝くことが広島市にも輝きをもたらす。そのためのエンジ



広島平和記念資料館の展示物を前に、一様に無言のままぎ付けになる外国人旅行者や修学旅行生たち

ん役を務めることこそが、広島市の役割であり覚悟なのです」と続ける。

留まることのない 平和活動の取り組み

エンジン役としての《役割と覚悟》については、原爆を投下された都市・広島市が、戦後一貫したミッシヨンとして継続してきた「平和活動」についてもいえるだろう。

原爆投下から4年後の昭和24年8月6日、国は憲法第95条に基づく特別法「広島平和記念都市建設法」を公布・施行した。広島市の都市建設の理念でもある同法の目的として、同法第1条には「恒久の平和を誠実に実現し

ようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設する」と定められている。

「この法律ができたことにより、国は広島市を世界平和のシンボルと位置付け、その理念に添った平和記念都市を建設することが定められ、広島市は実際、多大な援助を各方面からいただきながら、今日の発展に至る基盤を構築することができました。私たちは先人が推し進めてきた、平和都市建設の努力と思想をしっかりと受け継ぎ、ヒロシマの願いである核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を目指すまちであり続けなければなりません」(松井市長)

広島市が戦後一貫して進めてきた平和都市としての取り組みは、ほぼ毎年のように行われている、歴代市長による平和宣言の世界発信がその代表例であろうが、ほかにも1991年に国連経済社会理事会のNGOに登録された「平和首長会議」(平成29年12月1日現在、世界162カ国・地域の7514都市が参加。国内では全市区町村の98%に当たる1708都市が参加。会長は広島市、副会長は長崎市など14市)の国内外における活動、インターネットによる平和情報の発信、国内外の大学に向けた「広島・長崎講座」開設・普及の呼び掛けなど幅広い。

「とりわけ平和首長会議が策定し、最終目標として2020年までの核兵器廃絶を目指す行動指針『2020ビジョン』の推進は、広島市の平和活動にとって重要な位置にありま



被爆した建物も復興資料として保存されている中心市街地

す。そういう意味では昨年7月、核兵器禁止条約が、国連で122カ国の賛同を得て採択されたことは、今後とも大きな力になっていくものと思われま

す。取材で訪れた原爆ドーム、広島平和記念資料館、原爆関係のさまざまなモニュメントが並ぶ平和記念公園には、多数の外国人旅行者の姿が見られた。しかも沈痛な表情で頭を垂れ、祈りを捧げたり、核兵器廃絶に関して署名する外国人旅行者の多いことが、とても印象的だった。同時にそれは、広島市が長崎市などともにたゆまず続けてきた平和活動の成果が、深く静かに世界に浸透しつつあることの証であるに違いないとも思われた。

防災・減災への取り組みと 復興のまちづくり

取材の最後に「平成26年8月広島豪雨災害」の現場を見せていただいた。平成26年8月20日に広島市を襲い、土石流や崖崩れなどを起こし、77人も犠牲者を出したこの豪雨災害は、今も記憶に新しい。

あれから3年――。土石流・崖崩れにより被害が広範囲にわたった安佐南区（八木・緑井地区、山本地区）、安佐北区（可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区）の被災現場は、平成27年3月に策定された「復興まちづくりビジョン」に則って、急速な復興を遂げつつあった。



平成26年8月広島豪雨災害被災地では、砂防堰堤の整備が進行中



避難路となる都市計画道路の整備も本格化

うに、丘陵地帯を切り開いて整備された過密な住宅地が少なくない。丘陵地帯に付き物である溪流（雨が降ると生じる谷間の水路）の砂防堰堤整備は、局地的な集中豪雨が発生しやすい近年の気象状況下における防災・減災を意識したまちづくりに



市内上空から見た瀬戸内海

「復興まちづくりビジョンでは、災害発生

から10年間（平成36年まで）を復興まちづくり期間と位置付け、地区ごとの防災・減災のまちづくりの実現のため、市民と行政が協働で取り組むことを定めています。特に緊急対策が求められた砂防堰堤の整備では、国の緊急事業として、対象地区にある28溪流のうち、豪雨の際に著しい被害を生じさせた24溪流について、不安定な土砂に対する安全確保のための工事が昨年5月に完成しております」（松井市長）

復興まちづくりビジョンでは、被災した地域を「今後とも安心して住み続けられるまちとするため」の施設整備や被災住宅再建支援を行うという基本方針が目を引く。全国の大都市圏には、この広島市における被災地域のよ

は、不可欠の要素だ。

そういう意味合いからも、広島市が現在行っている、被災地を生かす形で整備・強化し、再生する復興の手法とその成果は、これから先、全国の大都市圏の注目を集めていくのではないだろうか。

「広島市長として実践していきたいまちづくりの基本は一貫して『活力とにぎわい、市民のワーク・ライフ・バランス、平和への思いの共有』の実現や維持にある」と語る松井市長。その松井市長が将来的に山陰方面や四国方面にも波及の環を広げたいとする「200万人広島都市圏構想」の今後の推移に注目し続けたい。

（取材・文＝遠藤隆／取材日平成29年10月25日）

“安心”から“元気”へ、 そして“楽しい”まちへ

とみだしげき
かに見市長(岐阜県) **富田成輝**
Shigeki Tomida



可児市は、岐阜県の南端に位置し、愛知県犬山市と境を接する、面積約88km²、人口10万1617人(平成29年11月1日現在、住民基本台帳数値)の市です。よく、カジシと誤読されますが、児童の児ではなく、小児科の児です。

織田信長公の生母土田御前の出生地など、歴史的にも愛知・尾張との縁が深い地域です。ちなみに、信長公正室濃姫の生母も可児の出身です。日本書紀には、景行天皇が、美女の噂を聞きつけ、京の都からはるばる可児までやってきて、后を娶ったという物語もあります。その舞台となった史跡もあり、可児は昔から女性が活躍してくれたことを物語ります。

可児町が誕生した昭和30年には、3万人に満たない人口でしたが、昭和40年代の団地開発ブーム到来で、名古屋市のベッドタウンとして人口が急増。そして、人口急増期を支えた丘陵地の団地にお住まいの市民が、一斉に高齢化を迎え、高齢率40%を超える団地が出始めました。高齢者といってもまだまだ元気。知恵があり、経験があり、時間がある、こんなまたとない人財に、いつまでも元気で可児市を支えていただきたい。何よりもさまざまな人生を歩んでこられて、これからは、楽しい人生を過ごしてもらいたい。ということ、「1・2・3・4で、健康づくり」という市民運動を展開中です。



高齢者サロンでの懇談会(右端が筆者)

高齢者の健康づくり

1は、「年1回の定期的な健(検)診」
定期的な健(検)診で、自分の健康状態を知り、早めの治療や、生活習慣の見直しにつなげましょう。

2は、「週2回1回30分歩く」
気軽に、無理せず、ウォーキング(運動)を続け、病氣予防に努めましょう。

3は、「毎日3度の食事」
1日3食、規則正しい、バランスの良い食事で、しっかり身体をつくりましょう。

4は、「4(社)会参加を積極的に」
社会とのつながり、社会的な役割を果たすことで、生きがいと介護予防を。



里山を歩く「歩こう可児302」の皆さん

2の「週2回1回30分歩く」は、平成23年10月から「歩こう可児302」として展開しました。現在、市で把握している302推進団体は9団体となっています。歩くことに不安がある方や、反対に、より負荷をかけて歩きたい方のために、ノルディックウォーキングの普及啓発も始まっています。さらに、病院主催の糖尿病教室でも、歩こう可児302を取り上げていただいています。市民アンケートによれば、30分以上の運動を週2回以上続けている人の割合は、平成24年度の29.9%から平成29年度には38.0%と増加しましたが、まだまだですね。

率先垂範

この市民運動を、市民の皆さんに勧めするには、まず私自身が健康でないと、説得力に欠けます。元来、運動が好きな私です。市長就任以来怠けていましたが、一念発起、運動を再開しました。幸い、自宅の近くには、木曾川が流れており、ボランティアの皆さんが、荒れ放題だった竹林を整備して、竹のチップを敷き詰めた素敵な散歩道を作ってくれています。歌川広重の浮世絵に描かれた景色を、彷彿とさせてくれる散歩道です。悪天候に備えて、スポーツクラブにも入会しました。選挙で張り切りすぎて、半月板を痛め、歩行や正座ができなくなったときも、スポーツクラブで教えてもらった、筋トレで復活しました。五十肩になりかけたときも、ストレッチで克服と、余録もありました。公務や私用の合間を縫って、ジョギングや筋トレに精を出しています。BMI 22.6、ヘモグロビンA1c 5.3%、中性脂肪58mg/dl、HDLコレステロール85mg/dl、LDLコレステロール96mg/dl、γGTP 45IU/l、クレアチニン0.95mg/dlなど、人間ドック測定数値は、ここ数年A判定が続いています。外食が多い上に酒好きな私としては、引き続きお付き合いを大切にしながら、隙間を縫って、率先垂範を続けたいと思っています。



木曾川左岸の竹林を抜ける散歩道

子育てと健康の共生拠点

可児という地名の由来をよく聞かれます。カニという地名が、1300年以上前の飛鳥村遺跡で発見された木簡に記されているぐらい古い話なので、諸説紛々。説明が面倒な訳ではありませんが、「可能性あふれる児の育つまち」ということになっています。平成20年をピークに人口が減少し始めましたが、平成26年から微増に転じました。平成27年の国勢調査では、調査史上最高の人口を記録しました。可児市は、製造品出荷額等が岐阜県下3位という製造業が主力産業の市です。人口が増えている原因の主は、新規企業の立



市民の皆さんとスタートを待つ筆者(中央)

地や既存企業の拡張で、外国人を含め若い働く世代が、市街地に移り住んできていることです。市街地の学校は、中学校生徒数が県内1位と3位、小学校児童数が県内2位と4位というマンモス校で、教室の増築が必要です。保育園も放課後児童クラブも、待機解消に向けた努力が続いています。まさに、可児の名に恥じない子育て環境の整備も重点事項です。障がいのある子や外国籍の子も含めた子育てと、市民の健康づくりの拠点となる施設「子育て健康プラザ」が、今年春にオープンします。さまざまな市民が元気に、楽しく共生する可児市のシンボルになってくれると思います。

地方創生の原動力はひとづくり

未来志向で ビジョン実現をめざす

人口減少時代を迎え、全国各地地方創生の取り組みが進められています。小松市では、国に先駆け平成23年に策定した「10年ビジョン」、そして平成27年策定の「NEXT10年ビジョン」へと、出産・子育てしやすい環境づくりをはじめ、教育、定住促進、バランスの取れた産業の育成など、多様なつきめ細やかな政策により、人口キープやまちのイメージアップに努めてきました。

さらに、本市の強みを「歌舞伎のまち・科学とひとづくり・乗りものまち・環境王国こまつ」の4テーマに層別、市全体で共有して、特色あるまちづくりを展開し、平成28年には5テーマ目となる

「珠玉と石の文化」が日本遺産に認定され、新しい魅力が加わりました。弥生時代にさかのぼる小松の石文化は、地場産業の九谷焼や機械工業の原点ともいえ、先人たちが築いてきた貴重な技と資源を次世代につないでいきます。

こうした取り組みにより、小松市の合計特殊出生率は、平成21年の1・52から平成27年には1・81に上昇し、出産・子育てしやすいまちとして全国トップクラスの高い評価を受けており、市人口についても10年ビジョン策定時に比べ上振れで推移し、人口増へと変化しています。

幼少期から 大学・シニアまで 一貫したひとづくり

地域の活力は人であり、教育こ

そが最良の公共投資と考え、世界やふるさとで活躍する「ひとづくり」を市民共創で進めてきました。中でも、短期大学と看護学校を統合し、ものづくり、医療、国際の3学部からなる「公立小松大学」の開学(今年4月)は、「ひとづくり」に寄与するだけでなく、



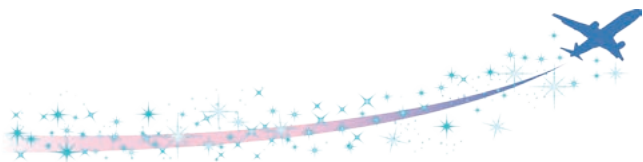
新たな学びの拠点「こまつアズマスクエア」

若者が流出する流れを変え、地方創生の原動力になると期待しています。南加賀の地(知)の拠点として、地域の方々にも広く学びの機会を提供するとともに、国内外の大学や企業などとの連携も深めていきます。

幼少期からの一貫したひとづくりでは、認定こども園へのスムーズな移行により、幼児教育から義務教育へと切れ目のない教育を展開するほか、「科学とひとづくり」の拠点サイエンスヒルズこまつを活用した理科・科学大好き青少年の育成、独自の語学教育やICTを活用した教育、「歌舞伎のまち」を支える人材育成、「環境王国こまつ」の里山や食を生かした教育など、市全体を学びのフィールドとする取り組みを展開しています。

国際化が急速に進展

本州日本海側最大の小松空港は、日本の真ん中であるロケーションや近年の訪日外国人の高ま



〔小松駅周辺のまちづくりへの表彰〕

- ◆第56回 BCS賞「サイエンスヒルズこまつ」
- ◆2016年 アジア都市景観賞
- ◆平成29年度 土地活用モデル大賞



にぎわいを増す小松駅周辺

りとともに、国際化が進展しています。平成28年度の国際線旅客数は約20万人と過去最多を記録し、国際貨物の総取扱量についても全国7位となっています。国の訪日誘客支援空港の認定を追い風に、国内外の定期便・チャーター便の拡充やLCCの就航促進など、さらなる国際化を進めます。

「環境王国こまつ」のシンボル水郷木場潟は、カヌー・パラカヌーのNTC競技別強化拠点施設の指定を受けており、ニュー

ジーランドやアフリカ・モザンビークの選手団が強化合宿を開始するなど、世界のトップアスリートが集う一大拠点となっています。市では国のホストタウンの登録など、子どもたちの未来への架け橋となる、人、モノ、文化のグローバル交流を進めていきます。

進化する小松駅周辺

平成35年春の北陸新幹線敦賀延伸を見据え、小松駅周辺は、新幹線駅や東西広場の整備、高架下の活用、二次交通や地域交通など、南加賀のターミナル機能をさらに高めています。

平成29年12月には、新たな学びの拠点「こまつアズスクエア」が誕生しました。同ビルの建設にはPPPの新たなスタイルを採用し、公民連携のモデルとして全国から着目されています。1階の子育て支援施設「カブッキーランド」は、大型遊具や知育玩具でとことん遊び、学べる「すくすくひろば」や「クッキングスタジオ」、土日祝日も相談できる「子育てスマイルステーション」など、開設以来多くのご家族連れでにぎわっています。

す。同ビルの2階3階は、「公立小松大学」中央キャンパスとなり、人生100年時代を見据えた社会人のリカレントや再チャレンジも応援します。

新幹線時代に向けて、小松駅周辺は「学び」が集積する北陸で際立ったエリアとして、さらなる魅力アップを図るとともに、幼児教育から生涯学習まで、多世代の人材育成と交流拡大を進めます。

プロフィール

- ◆面積 371km²
- ◆人口 10万8593人
- ◆世帯数 4万2652世帯



小松市長 和田慎司

〔将来都市像〕北陸の際立ったまち「国際都市こまつ」

〔まちの特徴〕小松空港は全国最多45路線の乗継割引区間が設定され、国際旅客便3路線、国際貨物便2路線が就航、小松駅や市街地とは約4kmと近く利便性が高い。東に霊峰白山を望み、里山の豊かな自然に恵まれたまち



〔特産品〕建設機械、バス、パーティション、繊維、小松りんず、九谷焼、石材、小松とまと、にんじん、小松うどん、塩焼きそば、大麦スイーツ

〔観光〕サイエンスヒルズこまつ、こまつ杜、こまつ曳山交流館、安宅の関、那谷寺、粟津温泉、木場潟から望む霊峰白山、石川県立航空プラザ

〔イベント〕全国子供歌舞伎フェスティバルin小松・お旅まつり（5月）、航空祭（9月）、どんどんまつり（10月）



遊びと学びの空間「カブッキーランド」



小松市イメージキャラクター カブッキー

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

「JUMPUPもおか」 くだれもが「わくわく」する街づくり

はじめに

真岡市は、栃木県の南東部に位置し、首都東京から90km圏内にある農業・商業・工業がバランスよく調和した理想的な地方都市です。歴史的には親鸞聖人が関東で布教の要とした高田山専修寺や、二宮尊徳が地域復興に尽力した拠点の桜町陣屋などの文化遺産が保存されています。かつては農業を産業の基盤とするまちでしたが、交通や物流面の整備が飛躍的に進み、

東西を結ぶ北関東自動車道と南北に結ぶ地域高規格道路鬼怒テクノ通りとの連結点となる真岡インターチェンジ周辺には現在91社に及ぶ企業が操業する大規模な工業団地を有するハイテク都市として発展を続けております。

いちごの街から何かが始まる

いちご王国・栃木県の中でも全国のトップに君臨するのが真岡市です。本市ではこれから春に掛けていちご収穫の最盛期を迎えます。本市のいちごの生産量は年間約7000t、販売額は80億円を超えるなど、生産量と販売額は2位以下を大きく引き離して日本一を誇り、栃木県で開発された人気品種「とちおとめ」や「スカイベリ」などを、市内約460軒の生産農家で栽培しています。本市

の気候はいちご栽培に最適であり、質・量ともに日本一の真岡のいちごは、全国の皆さまから大変ご好評をいただいております。直売所や道の駅のみやでの販売はもちろん、冬から初夏にかけて、いちご狩りを楽しむことができます。摘んだばかりの甘味の乗ったフレッシュな果実感は、まさに産地ならではのぜいたくな味わいです。

毎年5月には「真岡いちごまつり」が開催され、生産農家が丹精込めて栽培した甘くておいしい真岡のいちごをご堪能いただけます。12月には「いちごの街から何かが始まる」をコンセプトに「もおかいちごフェスタ」日本一のいちごの街を開催し、イベントでは、いちごのスイーツなどを対象にした「いちごコンテスト」などさまざまな催しを行いました。



ロゴマーク



4台のSLとSLデザインの駅舎が揃う真岡駅

また、平成29年8月には「いちごブランドファンづくり協議会」が発足し、いちご生産の一連の工程を体験する「いちごオーナー事業」が始まりました。全4回開催される事業では、苗の定植から受粉、収穫、加工など親子連れの参加者が農業者のアドバイスを受けながら取り組んでおります。

さらに、日本一の産地として生産をリードする本市を会場として、全国の主要生産地の関係者が一堂に会し、生産技術の向上や消費拡大など、いちごのブランド力を高め将来のいちご産業について



質・量ともに日本一の真岡のいちご

考える「全国いちごサミット」の開催に向けて、現在準備を進めております。

SLが走るまち

また、真岡といえば、やはりSLです。

真岡鐵道は、蒸気機関車のC11形とC12形が毎週土日と祝日に定期運行する全国でも数少ない路線であり、下館駅～茂木駅間を1日1往復走行しています。SLが市街地を走り、真岡駅には大正時代を代表する蒸気機関車の1つである9600形が圧縮空気を動力源にデモ走行するミュージアム「SLキューロク館」で乗車見学することができます。さらには静岡市からD51形SLを譲り受け、敷地



桜と菜の花の中を走るSL

内に静態展示しています。SLをモチーフにした駅舎とSLが並んだ風景は圧巻であり、鉄道ファンにとってこの地はまさにSLのメッカといえるでしょう。

BCP策定推進都市を宣言

本市は、平成29年6月、東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害時において優先度の高い業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源をあらかじめ選定し、災害に対する対応力の向上と早期復旧を目的とする、BCP（業務継続計画）の策定推進都市宣言をしました。自治体では全国初であり、市や商工会議所は既に策定しておりますが、市全体で取り組むことは、災害に強い安全で安心なまちづくりにつながり、市内事業所などがBCPを策定することによって、顧客からの信頼が生まれ、企業の付加価値が高まること期待できますので、栃木県の支援を受けながら企業などへ計画策定に向けた積極的な支援を行っています。

JUMP UP もおか

平成29年5月の市長就任以来、

ふるさと真岡市が全国に誇れる都市となるため、市民との「絆」を大切に對話・協働・連携を進めながら、その先頭に立って「選ばれる都市（まち）もおか」の実現をするため、「JUMP UP もおか」そして「だれもがわくわくする街づくり」を目指し、本市の未来を見据えた5つのプロジェクトをまち

プロフィール

- ◆ 面積 167.34 km²
- ◆ 人口 7万9572人
- ◆ 世帯数 2万9141世帯

〔将来都市像〕 JUMP UP もおか
「だれもが『わくわく』する街づくり」

〔まちの特徴〕 栃木県の南東部に位置し、農業・商業・工業がバランスよく調和した地方都市

〔市町村合併〕 平成21年3月23日、二宮町を編入合併

〔特産品〕 いちご（とちおとめ、スカイベリー）、ナス、ニラ、トマト、タ



真岡市長
石坂真一



づくりの基本戦略と位置付けて、各種の施策を展開しております。今後も、商工業や農業・観光の振興に積極的に取り組み、特に若者や女性の安定した雇用の確保、結婚や子育て支援のさらなる充実により、若い世代の定住を促進し、これらの相乗効果で新たな「もおかの元氣」を創り出してまいります。

マネギ、真岡木綿

〔観光〕 桜町陣屋跡、二宮尊徳資料館、高田山専修寺、真岡井頭温泉、井頭公園一万人プール、真岡鐵道SLキューロク館、岡部記念館「金鈴荘」、真岡木綿会館、久保記念観光文化交流館

〔イベント〕 真岡の一万本桜まつり、真岡いちごまつり、真岡の夏祭り、久下田祇園祭、真岡の灯ろう流し、尊徳夏祭り大花火大会、SLフェスタ

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

はびきの
羽曳野市 (大阪府)

これぞ!
食の

イチオシ



歴史溢れる羽曳野の地に
熟成される「3つの個性」
ワイン

北川市長も
オススメ!



羽曳野市長
きたがわつくお
北川嗣雄

推薦者



羽曳野市役所 観光課
ふるたにやすよ
風呂谷康世さん

かつては「ぶどう」栽培面積が全
国一位だったこともある大阪。そ
の歴史ある「ぶどう」から生まれる、
知る人ぞ知る大阪ワイン。府内6
つのワイナリーのうち3つが羽曳
野市にあります。

「情熱」の「飛鳥ワイン」さん、
合いの「河内ワイン」さん、
こ一徹「仲村わいん工房」さん。そ
れぞれが个性的で魅力あふれるワ
インを造っています。日々進化を
続ける大阪ワインをぜひぜひご賞
味ください。



峰塚公園から望む、百舌鳥・古市古墳群構成資産



面積 26.45km²

人口 11万2812人
(平成29年9月30日現在)

特産品 ぶどう、いちじく、
碓井えんどう、
さいばし、ワイン

※人口は「住民基本台帳」による。

市政

平成30年1月号

子どもたちのために、 今、緊急に求められていること



全国市長会は平成29年11月16日、全国都市会館において、「全国市長会 子ども・子育てフォーラム」を開催しました。

松浦正人全国市長会会長、来賓の加藤勝信・厚生労働大臣のあいさつに続いて、津田塾大学客員教授の村木厚子氏による基調講演やパネルディスカッションが行われました。ここでは、基調講演とパネルディスカッションの模様をご紹介します。

基 調 講 演

子ども・子育て政策は 何を目指してきたか

むらきあつこ
津田塾大学客員教授 村木厚子

3つの政権をまたいで対策を推進

厚生労働省在任中は皆さまに大変お世話になりました。退官後はできるだけ霞が関、永田町、麹町界隈には近づかないようにしております。ですから、御礼を申し上げることができず、今日のこの日を迎えました。

役所を退官した人間がいろいろ勝手なことを話すのは、本来ご法度でございますが、今日は子ども・子育て支援の元にあった考え方を皆さまにお話をして、現在の政策の議論につなげていただければと思っております。

平成21年9月に民主党政権が誕生しましたが、わが国の少子高齢化対策は、その前の自民党・公明党政権の終わりぐらいから、2回の政権交代、3つの政権をまたいで進められてきました。

危機感のベースにあったのは少子化です。日本の出生数の推移を見ますと、昭和22年〜24年に「第1次ベビーブーム」が到来しました。このとき生まれた「団塊の世代」が親となって、多くの子どもを産んだのが昭和46〜49年の「第2次ベビーブーム」です。この「第2次ベビーブーム」で生まれた子どもたちが親になったところに、また多くの子どもが生まれるだろうと、大きな期待が集まりましたが、ついに第3次ベビーブームは訪れませんでした。現在、第2次ベビーブームで生まれた方々は既に40代を迎えています。

親になる世代の数が減り、全体の人口も減少する中で、高齢者はしばらく増え続けます。これは今後の日本にとって相当なおもりになっていくだ



ろうと考えられています。

今は3人の現役世代が1人の高齢者を支えています。やがて2人の現役世代が1人の高齢者を、そしてゆくゆくは1人の現役世代が1人の高齢者を支えるようになるといわれています。

現在はまだ3人の現役世代が1人の高齢者を支えるという時代であっても日本は既に大きな財政赤字を抱えています。こうした状況の中で、子どもが生まれにくく、将来の支え手の数が減少していることが、この国の大きな問題であることは以前から指摘されてきました。

十分ではなかった 日本の子ども・子育て政策

なぜ、日本はこれだけ子どもが生まれにくい国なのか。平成19年に開かれた「社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会」では、この点が議論になりました。

そのときになされた分析で、若者たちは決して結婚をしたくない、子どもをほしくないと言っているわけではないことを確信しました。

例えば結婚に関しては、雇用・キャリアの将来の見通しが立たないことなどがハードルとなっていました。

また、子育てしながら就業継続できる見通しが立たず、仕事と生活の調和の確保が難しいために、出産ができない実態も浮き彫りになりました。既に第1子を出産しているケースでも、夫の家事・育児の負担度が低い場合は、2人目の出産意欲が低いことも分かりました。加えて、高等教育に要する費用の大きさが、第3子以降の出産を選択しない理由になっていることも見えてきました。

一方、先進国の合計特殊出生率と女性就業率の関係を見たところ、おおむね女性の社会進出が進んでいる国ほど子どもが数多く生まれている。反面、女性の就業率が低く、出生率も低い傾向が見られる国は、日本と韓国とギリシャとイタリアとスペインでした。この結果を見たときに、私は背筋が寒くなる思いをしました。

では、これだけ子どもが生まれにくく、子育てしにくいわが国では、しっかりと関連の政策が進められているのか。その観点から、2007年時点の各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較を見ると、フランスやイギリスなど、少子化が問題となっていない国では3%を超える支出をしている中で、日本の場合は0.79%に過ぎませんで

した。これに平成24年度分の児童手当を加えても1.04%です。日本の子ども・子育て政策は十分ではないことがいよいよ明らかになりました。

消費税増税時が 財源確保の唯一のチャンス

では子どものための財源をどうするのか。高齢者の予算を削って、その分を子どもに回すということは到底できません。ならば高齢者の予算を削らずに、子どもの政策にお金を回すことはできないのか。その唯一のチャンスが消費税の増税時でした。

従来、消費税は年金、介護、医療という、「高齢者3経費」にしか使われないことが約束事になっていました。それを、全世代型の社会保障という考えから、子どもの政策にも使うことが、社会保障・税一体改革で初めて議論されました。本当に大きな政策転換だったと思います。

結果として、消費税5%引き上げの使い道として、「社会保障の充実」に約1%の約2.8兆円があてられることになり、そのうち7000億円が子ども・子育て対策に使われることが決まりました。

それを制度として結実させたのが「子ども・子育て支援新制度」でした。7000億円の使い道を含め、検討を重ねた「子ども・子育て新システム検討会議」には、関係団体や母親に加えて、地方団体からも代表者に入っていたいただきました。そのメンバー全員が大事にしていた理念がありました

た。それはすべての子どものために、この虎の子の財源を大切に使うこと。そして、子育て中の親が子育ては楽しい、自分の人生の宝だと思えるような政策を進めることでした。

キーワードは、「すべての子ども」です。恵まれた家庭の子どもばかりでなく、困窮しているご家庭の子どもはもちろんのこと、都市部、地方にかかわらず、すべての子どもにとって最善となる制度を構築したいという思いでした。

具体的には基礎的自治体が責任を持って、自分のまちの子ども・子育てに必要なサービスを提供する。それを国と県が責任を持って財政面で支える。しかも、各自治体が地域特性に応じたサービスを提供できるように、できるだけ多様で柔軟な手段を制度の中に盛り込むことに腐心しました。

この制度ができたことにより、家族関係社会支出の対GDP比は2014年時点で約1.4%まで上昇しました。子どもへの投資が着実に進んできていると思います。

ただし、当初、私どもが求めた財源は最低1兆円でした。その点ではまだ必要額に達していません。当時は与党も政府も残りの3000億円を確保すると約束されましたが、それがまだ実現できていないのです。

財源の上積みをしながら子ども・子育て政策を着実に進めるためにも、施策に責任を持つ基礎的自治体の方の意見を中心に据えていく必要があると思います。子どもたちはなかなか政治的な声をあげることができませんから、全国市長会の皆さま方のお力が本当に子どものための一番の応援団

になると思っています。

子ども政策は未来への投資

消費税引き上げは、子どもたちに借金を残さないことが大きな動機の一つとなりました。そのために、今の支え手である女性が働きやすい環境をつくり、そして、将来の働き手である子どもが健康やかに育つように政策を進めていくことが、財政面からも大きな目標になりました。

昨今の議論において、消費税増税分の中で、本来は借金の返済に充てられる「社会保障の安定化」の財源の一部を、子どもの政策にあてるという方向が見えてきています。

これはどうということなのでしょうか。借金を抱えた友人が、その返済を後回しにしてまで、子育て中の私にお金を貸してくれるという状況にたとえることができると思います。私としては、大変心苦しくて、そのお金に簡単に手を付ける気にはなりません。でも、どうしてもということであれば、子どもに関してだけは、許されるかもしれない。個人的には今、日本はそうした状況にあると思っと思っています。

結局、この国の社会保障を考えると、将来の社会の支え手である子どもたちが健やかに育っていく環境を整えていくしかありません。子ども政策は未来の投資なのです。その意味では保育の供給という必要最低限の政策はもとより、国民がこの国で子どもを産み育てるといことは楽しいことであり、しっかりと周囲が応援してくれるのだという強力なメッセージを送ることも大変大事なこ

とだと思っております。

このことは国際的な常識にもなっています。女性や若者、障がい者、高齢者を労働市場に巻き込んで、支え手を増やす。そして、成長の足を引っ張っている格差問題ときちんと向き合う。この2つが昨今の国際会議においても、大きな議題になっています。

競争一辺倒ではなく、格差の解消に向けた優しい政策を実施することも、実は経済成長にとって大事なことです。しかも、格差の解消に当たっては、子どもへの投資が必要であると言われています。世界的に見ても、子ども政策が後押しされる時代がやってきたのです。

では、そのために具体的に何が必要となるか。デンマーク出身の社会学者イエスタ・エスピン・アンデルセン氏は「社会的相続の因果メカニズム」として、「金銭」「親の時間投資」「家族の学習文化」の3つを挙げています。それぞれを簡単に紹介すると、「金銭」としては、給付だけでなく、母親が労働して収入を得られる環境を構築する。「親の時間投資」としては、親が子どもと一緒にいられる時間を増やすとともに、それができない場合は、家庭外の保育の質を高める。「家族の学習文化」としては、家の蔵書も大事ですが、本が家にない子どもたちに対しては、幼稚園や保育所がそれを補い、良質に介入する、ということとです。

この3つを子どもたちのためにしっかりと備える国になれば、日本はさらに良い国になると思います。ご清聴、どうもありがとうございます。



●コーディネーター
 全国市長会副会長
 きよはら けいこ
清原慶子 三鷹市長

●パネリスト
 津田塾大学客員教授
 むらき あつこ
村木厚子

厚生労働省子ども家庭局長
 よしだ まなぶ
吉田 学

社会文教委員会委員長
 おおにし ひでと
大西秀人 高松市長

社会文教委員会副委員長
 いずみ ふさほ
泉 房穂 明石市長

**子ども・子育て支援に関する
 国・自治体の取り組み**

清原 これまで、全国市長会の決議等においては、子ども・子育て政策は社会保障の枠組みの中の一つの項目とみなされてきましたが、全国市長会としてもこれを一つの大きな柱に位置付けて議論することが必要ではないかという機運が盛り上がってきました。そこで、本日は、国、都府自治体、専門家とさまざまなお立場の方々をお招きし、特に「子ども・子育て支援の在り方」について焦点を当てて語り合うことを目的に、このパネルディスカッションを実施することになりました。それでは、それぞれのお立場から、子ども・子育て支援の現状や取り組みなどについてご発言いただきたいと思えます。

吉田 子ども・子育てに関しては、自治体の方々にご参画いただいでつくり上げた「子ども・子育て支援法」の枠組みに沿いながら、幼児教育や保育、放課後児童対策などを含めた、総合的な取り組み



清原・三鷹市長

として、着実に進めることが大事だと思います。併せて、さまざまな困難を抱える子どもたちへの支援も欠かせません。キーワードの一つが、「切れ目のない支援」です。人生のフェーズ全体を見据えると、その都度いろいろな課題があり、それに対応する事業や施策も用意されています。それらの事業を単独で実施するのではなく、一人一人の状況に着目し、かつその時間軸を見据えながら、適切に進め、かつ次の事業につないでいくことが大切になります。

もう一つのキーワードは「包括的な支援」です。子ども・子育て支援に関しても、医療、生活支援、子育て、まちづくりなど、さまざまな関係者が活動しています。全体として適切に展開されるよう、それぞれの地域において各関係者の視点とバックグラウンドを包括的に編み込んでいく作業が必要になると考えます。

ぜひ、市町村、都道府県、国という重層的な関係の中で、それぞれの役割分担をしっかりと果たし、連携し合いながら、子ども・子育て支援を進めていければと考えています。

泉 明石市では子どもへの予算シフトを徹底的に進め、第2子以降の保育料の完全無料、中学生までの医療費の完全無料、公共施設の入場料無料の「3つの無料化」を柱とした「経済的負担の大幅な軽減」に取り組んできました。また、「子育て環境の充実化」として、毎年1000人の受け入れ増を基にした保育所整備、小学校における30人学級の段階的整備、明石駅前図書館新設も進めました。また、あれもこれも、できることはすべて

子どもたちのための緊急アピールが採択

村木 高齢者の政策は、選挙の票にも結び付き
ますし、大きな声にもなりますが、子どもに関
する政策は、当の子どもはもちろんのこと、子
育て中のご両親も、目の前のことで精いっぱい

やる」という意気込みの下、離婚前後の子ども支
援、無戸籍者支援、児童扶養手当の毎月支給の試
行、全小学校区におけるこども食堂の開設、里親
100%プロジェクト、法改正後初となる児童相
談所の設置をはじめとした「セーフティネットの
確立」にも力を注いできました。

これらの取り組みにより、子育て世代の市内へ
の転入が進み、市の定住人口は5年連続増加する
とともに、平成29年には18年ぶりに過去最高を更
新しました。さらに、出生率・出生数の回復、税
収の増加、地域経済の活性化など、さまざまな効
果が表れています。



村木厚子氏



吉田 学氏

で、なかなか声を挙げられませんか。その声なき
声をうまく力にして、政策を進めていくことが
大切です。

その意味で、ぜひご紹介したい民間団体があり
ます。「にっぽん子育て応援団」です。私が樋口恵
子さん（現在 東京家政大学女性未来研究所所長）
に立ち上げをお願いした団体で、国や自治体と連
携して、子どもに関する政策提言などを行って
います。ぜひ、各市長さんにもサポーターとして、
応援団に加わっていただきたいと思っています。

大西 明石市の事例からも分かるように、全国の
自治体では、創意工夫をしながら予算を確保し、
重点的に子ども・子育て支援に取り組んでいます。
それに比べて、これは個人的な印象ですが、国の
真剣度がまだまだ伝わってこないのが実情かと思
います。

全国一律に少子化問題に取り組んでいく、そ
して子どもたちを健全育成するために、国を挙



大西・高松市長

げて効果的なサービスを進めていくということ
を具体化するためにも、国にはさらに充実した
基盤的な制度を確立していただきたい。その上
で、地方自治体の実情に応じた各施策が展開さ
れるように、必要な財源を確保していただきた
いと考えています。

その思いから、全国市長会として「子どもたち
のための緊急アピール」すべての子どもの健やか
な育ちを目指して「を提案したいと思っています。

清原 ただ今、大西・高松市長からご提案されま
したこの緊急アピールを採択させていただいてよ
ろしいでしょうか（フロアから拍手）。

ありがとうございます。ぜひこれを全国市長会
の中でしっかりと位置づけ、政府などに働き掛け
る際の、私たちの思いと実践に基づいた提案とし
て共有させていただきます。

それでは以上を持ちまして、全国市長会子ど
も・子育てフォーラムを閉会いたします。



泉・明石市長

子どもたちのための緊急アピール

平成29年11月16日

「すべての子どもたちの健やかな育ちを目指して」

全国市長会 子ども・子育てフォーラム

少子長寿化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的課題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を構築しなければならぬ。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもたちの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

国は、都市自治体にとって、子どもたちのための子ども・子育て支援施策の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるように、以下の事項を実現されたい。

1 消費税・地方消費税率10%への

引上げによる必要な財源の確実な確保を

国は、子ども・子育て支援施策を着実に展開

できるように、消費税・地方消費税率10%への引上げを確実に行うこと。それまでの間においても、施策の推進に支障を来すことがないよう、所要の財源を確実に確保すること。

2 幼児教育・保育の無償化等の具体化に向け、

地方との十分な協議と地方財源の確保を

幼児教育・保育の無償化等の「新たな政策パッケージ」の具体化に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分に協議をし、必要な地方財源を確保すること。また、待機児童の解消に向けて、保育人材の確保に係る支援や保育士の更なる処遇改善を図るとともに、放課後児童健全育成事業を地域の実情に即して実施できるように、「従うべき基準」を「廃止」または「参酌基準」化すること。

併せて、保育施設等の建て替えや施設整備等に必要な財政措置を講じること。

3 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の

創設及び国保の減額調整措置の全面廃止を

我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成に係る国保の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

4 子どもの貧困対策の強化を

ひとり親家庭や多子世帯への支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、進学支援の拡充等、子どもの貧困対策及び自立支援を更に総合的に推進し、必要な財政措置を講じること。

5 児童虐待防止対策及び支援施策を

強化するための一層の支援措置を

児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支援措置等、総合的に対策を拡充すること。

市政

平成30年1月号

特集

ICTと地域づくり

第4回 ICTを活用したこれからの広報・広聴

近年、ICTの発達によって、自治体広報のあり方も大きく変わり、従来の広報誌などの紙媒体や公式ホームページによる広報から、映像などを活用し、戦略的に広報施策を進める自治体が増えてきました。さらに、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを利用し、住民等とのコミュニケーションツールとして活用する動きも出てきています。

今回の特集では、自治体広報の新しい潮流としてのICTの活用を取り上げ、自治体(広報課職員など)に求められる広報・広聴意識、新しいメディアの活用のポイントとともに、ICTを積極的に活用して広報広聴に取り組む都市自治体の事例もご紹介します。

寄稿 1

自治体の戦略的広報への SNSおよびAIの活用

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院教授 北村倫夫

寄稿 2

「人」と「モノ」が行き交う宿場町から「知」の宿場町 郡山へ ～ ICTを活用した広聴・広報～

郡山市長 品川万里

寄稿 3

動画を生かすシティプロモーションで あびこの魅力発信！

我孫子市長 星野順一郎

寄稿 4

ICTを活用した 行政広報によるまちづくり

菊池市長 江頭 実



自治体の戦略的広報への SNSおよびAIの活用

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院教授

きたむらみちお
北村倫夫



自治体の戦略的広報に求められる メディアマネジメント

今、自治体の重要な政策課題は、地域の内外の力を結集し、地方創生を進めることである。その実現には、内外の利害関係者(住民、企業、団体など)の自治体に対する理解、信頼、共感、貢献、そして愛着の醸成が不可欠であり、そのために戦略的広報が必要となる。自治体の戦略的広報とは、「自治体の明確な意図を達成するためのよく組織化されエッジの効いた広報のこと」である(筆者の定義)。

戦略的広報の展開には、効果的かつ科学的な「広報マネジメント」を実行することが不可欠であり、その重要な領域の一つが「メディアマネジメント」である。ここでいうメディアマネジメントとは、自治体広報に利用できるメディアタイプ(図表1)の中から、訴求対象者のニーズを踏まえて、適切なメディアを選択し運用することである。

メディアタイプの中で、ICTの広がり

背景に、今後自治体広報の中心的な媒体となっていくと考えられるのは、顔の見える特定多数を対象とした「メンバーメディア」(筆者の造語)である。メンバーメディアとは、利用者の属性(個人名、連絡先、簡単なプロフィールなど)が相当程度明らかでないことである。自治体広報では、コミュニケーションの相手となる住民がどういう人たちなのかを知ることが望ましく、それを可能にするメンバーメディアの普及と有効活用が戦略的広報にとって重要になる。

さらに、メンバーメディアの中で、今後特に中核的役割を担っていくと予想されるのは、SNS(Social Networking Service)である。現在、自治体の利用率が高いSNSは、Facebook、Twitter、YouTube、Instagram、LINEなどである。SNSは、社会全体のコミュニケーションインフラとして欠かすことのできないものとなっており、自治体広報においてもそれをいかに上手にマネジメントできるかが、広報効果を高める重要な鍵を握っ

ている。

自治体における SNSを活用した広報の状況と課題

これまで自治体は、SNSの利用価値を認識し、広報への活用を進めてきた。総務省の「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年、集計自治体数895)によれば、平成25年時点で、商用SNSを活用中の自治体の割合は28・3%、今後利用したいという意向を持つ自治体の割合は32・1%に及んでいる。従って、平成29年時点では、自治体の半分近くが商用SNSを利用しているものと推測される。

このように急速に自治体のSNS活用は進みつつあるものの、一方で自治体の広報広聴担当者から、SNS利用の問題や課題について次のような声が聞かれる。第1は、SNS広報の成果(住民の反応)が低いという問題である。SNSの登録者数やフォロワー数が増えない、Facebookの「いいね」が増えない、

図表1 自治体広報における利用メディアの全体像

(出典)筆者作成

	パーソナルメディア (特定少数を対象)	メンバードメディア (特定多数を対象)	マスメディア (不特定大多数を対象)
■ネットワーク・メディア (インターネット・電波)	Eメール 電子マガジン	SNS (Facebook, Twitter, LINE, Instagram, YouTube等) Eメール、電子マガジン	Webサイト、Web放送 TV 番組、ラジオ番組
■スペース・メディア (空間・場)	ブリーフィング	ブリーフィング、プレスコン ファレンス、セミナー、シン ポジウム、Exhibition & fair	ブリーフィング等のインター ネット配信 (空間メディアとインターネット メディアの融合)
■ペーパー・メディア (紙・イメージ)	ダイレクトメール	会員制の広報誌、特定専門 誌、写真誌、映像ビデオ、パ ンフレット	一般広報誌、新聞広告、雑誌 広告、社内広告、ポスター、 パンフレット、デジタルサイ ネージ
■ヒューマン・メディア (人インターフェイス)	直接電話コール	直接電話コール PRミッション	ヘルプデスク コールセンター

投稿への住民からのコメントが少ないなどの声が多い。第2は、自治体側の広報の姿勢にかかわる指摘である。SNSの掲載情報が「お知らせ」とどまっている、情報発信が一方的になっている、SNSをコミュニケーションの場として使っていないなどの反省の声が聞かれる。

なぜ、こうした問題や課題が出てくるの

か。その根因は、多くの自治体（広報広聴担当者）がSNSの本質を正確に理解しておらず、適切な使い方をしていないことにある。ここで改めて、SNSの本質は何かを整理してみる。SNSとは、「登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと」（総務省）である。その本質は、「顔」の見える人と人同士が親密につながり、双方のコミュニケーション（意見や意思の交換）ができる媒体であるという点にある。自治体から見ると、SNSは、「顔」の見える住民（登録会員）との人対人のコミュニケーション媒体ととらえることができる。

以上のようなSNSの本質を踏まえ、うまく生かせず利用するため、自治体のSNS広報では、職員が前面に立っていない、目線が住民と対等になっていない、意味情報があり発信されていない、コミュニケーションする意思が希薄であるなどの例がよく見られる。その結果、SNS広報は、多くの場合、自治体からの形式情報（イベントなどの事実告知）の伝達にとどまっており、コミュニケーションが起これない、利用されないという望ましくない状況もたらされている。

なお、ソーシャルメディアとSNSの関係にも触れておきたい。ソーシャルメディアとは、多数の人々や組織が参加できる双方向コミュニケーションメディアの総称である。SNSはソーシャルメディアの一部であることに間違いはないが、「利用者が登録される」と

いう点で異なる。自治体広報でより重要なのは、ソーシャルメディア全体ではなく、その部分集合としてのSNSである。

SNSを活用した自治体広報の効果を高める手立て

「顔」の見える住民との人対人のコミュニケーション媒体であるSNSを、自治体広報に活用し効果を高めるためには、次のような手立てが必要である。すなわち、SNSへの投稿は、担当部署ではなく「人（首長や職員）」が主体となつて行うこと、上意下達的な文章表現（雰囲気）ではなく住民との「対等な立場（目線）」を心掛けること、形式情報（イベント告知など）ではなく「意味情報（感性や知性に響く内容）」の発信に重点を置くことなどである。

具体的には、例えば、自治体の「広報広聴戦略プラン」の戦略の柱としてよく使われる「職員一人一人が広報パーソンへ」を徹底し、多くの職員がSNSのアカウントを持ち、心を動かされたり、考えさせられるような意味情報を発信する。そうすれば、住民からの反応（「いいね！」など）やメッセージが返ってくる。それにより住民の考えが分かるとともに、価値ある情報であれば口コミで拡散していく。これは、最近の米国の地域づくりで取り入れられている「Buzz（噂）づくり広報」（当地の話題が自然に広まることを促す広報）の形に近い。

さらに、効果的な運用に向けては、SNSと公式サイトあるいはSNS同士の連携を工夫する、厳しい運用規定を緩和するなどの対応を合わせて実施していくことも重要である。特に後者について、日本の自治体はSNSに対して保守的過ぎる面があり、その良さをうまく生かし切れていない。これからは、コミュニケーションの意思と能力を持った人（職員）が、意味情報の発信に力を入れていくという挑戦が望まれる。

一方で、自治体が、投稿に対する否定的なコメントや「炎上」という事態を避けたいと考えるのは自然である。しかし、こうした懸念は、SNSの外部向け運用方針を作成し公表すること（対内部向け方針も必要）、SNS規約違反の投稿を運営者側に報告することなどによってかなり軽減される。また、否定的なコメントはすべて受け入れないということではなく、自治体も住民からのさまざまな意見が投稿されることを是として運用することが望ましい。少なくとも、SNS広報の効果を高めたいならば、職員が個人名で投稿できない、コメントに返信しないなどの運用制限は緩和すべきであると考ええる。

自治体広報の次のステップは AI（人工知能）の活用

以上のようなSNSの効果的な利用とと

もに、今後の自治体の戦略的広報において、鍵となるのがAI（人工知能）の活用である。自治体のAI導入は、今や夢物語ではない。実際に、広報広聴業務に、AIを取り込む事例が出始めている。例えば、札幌市では「札幌市コールセンターデータを活用したAI自動応答システム構築実証事業」を平成29年度事業として実施中である。これは、AIの活用により、利用者からの札幌周辺公共交通に関する問い合わせに対し、文字情報による経路などの案内を自動で行うシステムを試作するものである。また、その際に札幌市コールセンターの応対履歴データをAIの学習データとして用いることとされている。

東京都渋谷区では、同区LINE公式アカウントによるOne to One情報配信に、新たな機能としてAIによる問い合わせ、自動応答サービスの実証試験を開始した（平成29年7月末より）。この実証試験では、LINE上で利用するチャットボット型接客ツール「Proactive AI」を利用し、子育てに関する個々の問い合わせに応じてリアルタイムに回答できる24時間自動応答サービスの実現に向けた検証を行っている。

AIはあらゆる業種に導入されつつあり、具体的な成果を生み出すまで進化を遂げている。自治体の業務全般はもちろんのこと、広

報にAIが導入されていくのは時間の問題である。今のところ、比較的財政規模の大きな自治体に限られているが、遅かれ早かれ中小規模の自治体にも広がっていくと予想される。その最大の理由は、導入費用が急速に下がっていくとともに、大きな導入の効果が期待できるからである。

導入費用については、現在のAIの中核技術であるディープラーニング（深層学習）ツールのオープン化や無料化が急速に進み、誰もが公共財としてAIを使える環境となつてきている。例えば、米国IBM社は、平成29年11月より主力製品である人工知能「Watson」の無料提供を始めた（10月26日付日経新聞電子版）。また、自治体広報に利用されている、FacebookやTwitterなどには既にAIが組み込まれている。

自治体広報のAI活用シーンとしては、例えば、広報部署に着任した関連知識・経験を持たない職員のインテリジェンス支援、SNSの広報内容に対する住民の反応や潜在ニーズ解析、住民への訴求力の高い画像・映像コンテンツ創造やSNSページデザインなどが想定される。こうしたAIの活用によって、広報の質を飛躍的に向上できるようになる。

以上のように、自治体の戦略的広報の展開に向けて、AIの導入が必須の時代がすぐそこまで来ている。

「人」と「モノ」が行き交う宿場町から「知」の宿場町 郡山へ ICTを活用した広聴・広報

郡山市長(福島県)
こおりやま

品川 萬里
しながわまさと



はじめに

郡山市内東部に位置する東北最大の前方後方墳「大安場古墳」などの遺跡から、新潟や長野などさまざまな地域との交流を示す土器などが多数出土している。古代から郡山は交通の結節点として、東西南北から多様な文化が集まっていたようである。

さらに江戸時代後期にかけて、郡山は、奥州街道の宿場町として栄えた。宿の繁栄は、地元商人を中心に経済的繁栄をもたらし、本市発展の礎となった「安積開拓・安積疏水開さく事業」の原動力となった。猪苗代湖から奥羽山脈を突き抜け、郡山を潤す一本の水路である安積疏水の完成は、農業を盛んにし、水力発電による紡績など新たな産業をもたらした。このストーリーは、平成28年4月に文化庁から「日本遺産」として認定されるとともに、同年11月には安積疏水そのものが、国際かんがい排水委員会の「世界かんがい施設遺産」に登録されるなど、本市の歴史に息づく

価値が日本そして世界に認められた。

現在は、東京から東北新幹線で77分というアクセスの良さに加え、鉄道や東北・磐越自動車道が縦横に交差するなど、交通の要衝として発展を続けている。近年では、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所やふくしま医療機器開発支援センターに加え、(株)日東紡をはじめ民間企業の研究開発部門など、次世代に向けた産業集積が進んでいる。さらに、県内外の大学と連携協定を締結するなど今まさに「人」「モノ」に加え、「知」の産業集積が進む本市は、東日本大震災からの復興と合わせ、新たな歩みを進めているといえる。

未来を見据えたICTの活用 (市民の声を聴く広聴)

① 市民生活を取り巻くICT環境の進展

私たちを取り巻くICT環境は急速な進展を続けており、スマートフォンやタブレット端末などの普及、ブロードバンド環境の整備

を背景として、SNS等のさまざまなサービスを利用したコミュニケーションが日常的に行われるようになるなど、市民の生活の中にもICTが急速かつ深く浸透してきている。このようにICT環境が進展する中、行政サービスの分野においても、ICTを活用した利便性の高いサービスを求める市民ニーズが高まってきている。

② ココナビこおりやま

市政の課題がどこにあるかを把握するためには、市職員が積極的に現場に出向き、市民の声を傾聴することが重要であり、そうした点から、私は「現場」「現実」「現物」の三現主義を市政の基本理念の一つに掲げている。

こうした基本的なスタンスに加え、今の時代に合った取り組みも必要である。それが、平成28年に始めた情報投稿アプリ「ココナビこおりやま」である。道路の陥没や防犯灯の故障など、市民生活に身近な課題を、市民が直接スマートフォンで撮影し投稿するもので、年々利用者が増え、現在では、月に約60

件ほどの情報が寄せられるようになった。市民とのコミュニケーションツールの一つとして、さらなる利用促進を図っていきたい。

未来を見据えたICTの活用 (市民に市政情報を届ける広報)

① SNSによる発信

本市は、県内13市の中で高齢化率が最も低く、若い世代が多く暮らしている。若年層にいかにも市政情報を伝達し、参画を促すかが、市政に求められる課題の一つである。そのため、SNSを積極的に活用した市政広報を展開している。Facebookは、運用開始から5年が経過し、7500いいねを超えるなど、市政の新たな情報源として市民の認知度も向上している。多様なイベント情報などに加え、最近では、本市の魅力的な地域資源を発信するため、日本遺産に関連したクイズ形式にしたり、地域で活躍する魅力的な人物なども紹介している。また、平成28年からは、Instagramを開設し、写真を通して地域の魅力を発信している。撮影には、本市ゆかりのプロカメラマンを起用するなど、写真のクオリティを確保するための工夫もしており、特に若い世代に対しては、単なる市政情報の発信だけではなく、郷土愛といったシビックプライドの形成につながるような魅力溢れる発信が重要であると思っている。

今後は、SNSの中でも特に若い年代の利用者が多いLINEやYouTubeを活用し、いか

に魅力的なコンテンツを提供できるかが課題であると考えている。

② 動画・VRによる発信

東北では、依然としてインバウンド効果が実感できない状況にあるが、国は、昨年3月に策定した「観光立国推進基本計画」において、2020年までに、東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げている。

このような中、動画やVR、ドローン撮影による視覚的な情報発信も求められている。歴史・文化、食、農、アクティビティなどのコンテンツの掘り起こしとブラッシュアップ、外国人YouTubeやブロガーなどのインフルエンサー招聘など、動画とICTを組み合わせた「見る」触れる「機会の創出に努めている。

③ 教育・子育て分野におけるICTの活用

知識基盤社会といわれている21世紀の子どもたちには「生きる力」の一つとして、言語活動の基盤となる「情報活用能力」を育てることが必要である。そこで、平成27年にすべての小中学校にタブレット端末を導入した。また、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を推進するため、高速ネットワークを活用した小・中学校間の交流や中学校とフィリピン日系人会国際学校との交流活動を実施した。さらに、学校Webを活用し、これらの取り組みを家庭や地域に積極的に情報発信している。

④ 防災分野におけるICTの活用

平成27年度から「防災ウェブサイトを開設し、気象情報や河川の水位情報のほか、避難

所マップ、浸水・土砂災害等の各種ハザードマップなど、市民の災害への備えに必要な各種情報を掲載するとともに、避難勧告や避難所開設などの災害情報については、防災ウェブサイトに加え、FacebookやTwitter、防災メールマガジン、コミュニティFM、防災行政無線等、多様な手段により情報の発信を行っている。

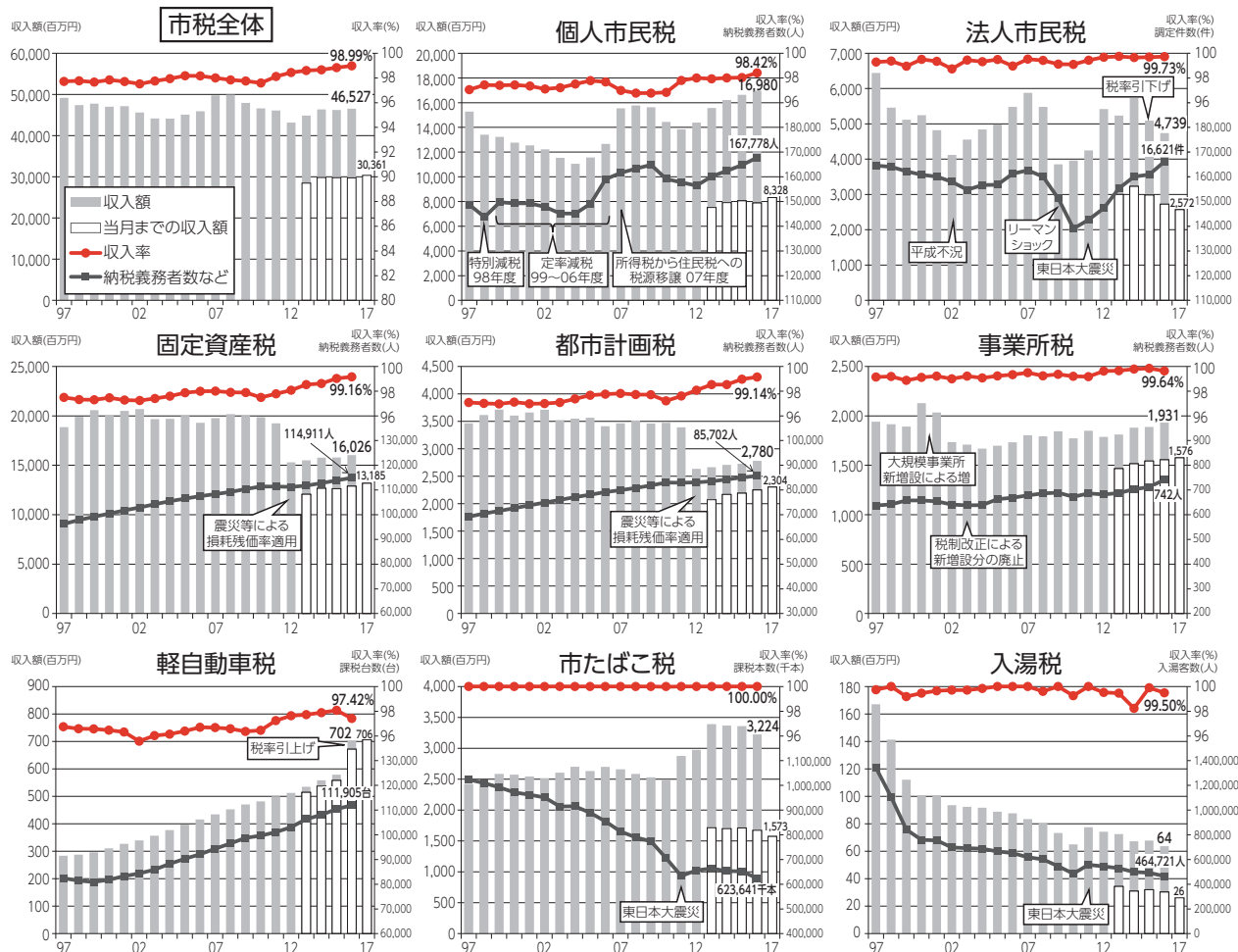
また、平成27年に作成した3次元浸水ハザードマップは、市街地における局地的な豪雨等発生時の浸水シミュレーション解析結果を立体化した航空写真に重ね合わせ、さまざまな視点から時系列で浸水状況を見ることができ。従来の浸水ハザードマップでは表現できなかった地形や建物等の影響を考慮した浸水状況と時間の経過に伴う浸水の広がりや浸水深を確認することができるため、浸水発生時における避難行動の想定などへの活用により、防災意識の向上が期待できるものと考えている。

⑤ 庁内におけるICTの取り組み

市役所内においては、ICTの活用によりさらなる市民サービスの向上を図るため、平成28年4月からソーシャルメディア推進課にICT推進係を新設し、庁内におけるICT活用の推進体制を強化している。また、ICTを利活用した新たな行政サービスを調査研究するため、若手職員をメンバーとする「ICT活用研究会」を設置し、情報化施策について提案を行い、事業化に向けて取り組んでいる。なお、この研究会の研究成果により実現した事業としては、前述

年度別市税収入の推移 (現年課税分)

2017年9月現在



課税本数が減少傾向にある中、収入額が増加しているのは断続的な税率引上げによるものです。

※ 一部税目の省略及び端数処理のため、グラフに表示している各税目の数値の計と市税全体の数値は一致しません。

おわりに

した「コロナビこおりやま」がある。

本市におけるICTの活用事例と広聴・広報の取り組みを紹介したが、国は新たな成長戦略となる「未来投資戦略2017」を決定し、IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)などを産業や生活に取り入れることで、さまざまな社会問題を解決する超スマート社会「Society5.0」の実現を目指すとした。新たなICTボーナスのフル活用は、人口減少社会における社会的課題解決はもとより、さらに豊かな社会を構築するツールであると確信している。

こうした社会の到来に向けて、行政は、市民と定性的・定量的なデータに基づく認識の共有を通じて市政の課題に向き合う必要がある。市では、年度別市税収入の推移などの「市政見える化データ集」を公開しているが、このような市政情報の発信・公開がますます重要になる。B to B(企業と企業)やB to C(企業と一般消費者)といった表現に倣えば、C to C(シティとシティ、シチズンとシチズン)の時代の到来と言えよう。

本市は、未曾有の災害にも一丸となって立ち向かう「開拓者精神」に溢れた市民とともに、交通のハブという地の利を生かし、多くの企業、研究機関、そして教育機関が集積・交流し、情報を発信する「知の宿場町」を実現し、将来世代のためのレガシーを創造していきたい。

動画を生かすシテイプロモーションで あびこの魅力発信！

あびこ
我孫子市長(千葉県)

ほしのじゅんいちろう
星野順一郎



イメージのわからない我孫子市

我孫子市は、都心から30km圏の千葉県北西部に位置し東京のベッドタウンとして発展。市制施行時の昭和45年に約5万人の人口は、平成22年にピークの13・6万人に達しました。しかし、平成23年以降、人口は減少に転じ、現在、約13・2万人(平成29年4月)と、年々減少が進んでいます。

平成25年、市では、首都圏に住む住宅購入の意向をもつ満25歳～49歳男女1000人を対象にアンケートを実施。「住宅購入の候補地とは思わない」が約8割となった。その理由は、約4割が「イメージがわからない」と答えています。

我孫子市定住に関する首都圏アンケート(平成25年)

Q.我孫子市が住宅購入の候補地となるか？

81・5%(思わない)、18・5%(思う)。

Q.候補地とならない理由

39%(イメージがわからない)、27・1%(通学・通勤に不便)。

※対象：千葉、東京、神奈川、埼玉、茨城の満25歳～49歳男女1000人

あびこの魅力発信室を設置へ

アンケート結果から「我孫子市」の認知度の低さと「イメージがわからない街」からの脱却に向けて、平成26年4月、秘書広報課に市外への情報発信を専門に取り組む「あびこの魅力発信室」を設置。10月、メディア経験者を室長に据えて、従来の自治体の情報発信に捉われない、多彩な手法を組み合わせたシテイプロモーションを展開しています。

視聴者目線の動画

多くの自治体の動画は、無料のYouTubeやHPで公開することを前提に制作され、市の発信したい情報がてんこ盛りの状態です。「視聴者は、飽きずに最後まで見ているのか？」といった、見る側の視点に立った動画制作が、企画段階から置き去りになっていると感じています。

民間のネット視聴動向調査では、動画開始後90秒程で視聴をやめる人が急増するとの報

告もあります。数分を超える動画に発信したい情報をすべて盛り込んだ、としても「制作側」と「視聴者側」の満足はイコールで無いことを認識しておく必要があります。

15秒CMであびこの魅力を発信！

本市では、これまで目的別に3種類のCMを発信する媒体とターゲットを定めて制作。第1弾は、平成27年7月、我孫子から電車で約90分圏内の1都4県(東京都・千葉・神奈川・埼玉・茨城県)に向け、東京メトロ車内の液晶ディスプレイ放映用の15秒CMでした。

CMでは、市のシンボル手賀沼の水面を進むヨットやカヌー、湖畔のサイクリングなどの映像を通して、水辺のまちの暮らしを楽しむ市民の姿を「水辺のまちで紡ぐストーリー」のメッセージとともに発信しました。

翌年12月の第2弾では、本市の誇る「30年間待機児童ゼロ」を東京メトロの車内ビジョンで放映。映像は、子育てのしやすさを身近に感じてもらう工夫として、若いマ



3種類のCM

マ達に人気のおひるねアート風に仕立てました。

市内で子育て中の親子が登場し、赤ちゃんが夢の中でヨットを楽しむ姿に「充実の子育てサポート」や「あびこで紡ぐ家族の物語」などのメッセージを添え、微笑ましいCMで1986年から続く待機児童ゼロの子育てしやすいまちをアピールしました。

平成29年の第3弾は、JR上野東京ラインの開業で東京・品川と直結され、アクセスが向上した「手賀沼遊歩道の桜」を都内で売り出すこと。都心から一番近い天然の湖沼「手賀沼」沿いには、20種類・約500本の桜が咲き、前年からライトアップ事業を開始した

の知名度は今ひとつでした。

そこで、都内からの誘客に向け、初めて東京メトロ銀座や大手町など都内主要13駅コンコースに設置されたデジタルサイネージ（電子広告）でCMを放映しました。

250面の縦型(16.9)デジタルサイネージ用に制作した映像に、「都心に近い水辺の桜新スポット」「桜の想い出を紡ごう」のメッセージをライトアップ情報とともに発信しました。

本市のCMや動画の制作では、いち早く話題のドローンを使った空撮やタイムラプス、おひるねアート風の映像手法を採り入れました。東京メトロ車内や駅構内などでの放映は、全国・千葉県初の取り組みとして、新聞やテレビ、雑誌など多くのメディアで紹介され、市の魅力の多面的な発信につながりました。

また、コスト削減のため、平成27年に開設したYouTube市公式サイト「あびこの魅力発信チャンネル」や他の媒体での放映も見据え、30秒版も同時に制作。CM撮影風景は、職員がビデオで撮影編集し、メイキング映像としてYouTubeで公開しています。

毎月、民放テレビ朝の情報番組とYouTubeで鮮度の高い動画を発信！

平成27年4月から、全国の自治体で初めて、地上波チバテレビ(3ch)朝の情報番組に

レギュラーコーナー「あびこナビ(毎月第2金曜日)」を開設。市内3カ所の博物館や大型イベントなどを3分程の動画にしてテレビで放送しています。放送後は、YouTubeで公開し、常に鮮度の高い情報を毎月紹介する仕組みを作っています。

動画は、YouTubeで公開した後、視聴回数が増えるのを待つだけでは、ターゲットに届きません。本市では、動画の完成をいち早くテレビの特集コーナーで、制作の様子や社会背景などとともに詳しく紹介しています。

また、平成27年8月から、J・COMの「手賀沼花火大会生放送」番組を市のYouTubeLiveで世界に発信しています。

※千葉テレビ放送の視聴可能世帯エリア人口約710万世帯(千葉・東京・神奈川・埼玉・茨城)

若者の街「渋谷」・オフィス街「丸の内」「日本橋」・映画館などの大型ビジョンでCMを戦略的に活用

CM第1弾は、完成した翌月から三越本店(日本橋)前の千葉銀行東京営業部の街頭ビジョンで放映開始。翌年7月には全国の市町村で、初めて渋谷駅前スクランブル交差点の日本最大級の街頭ビジョンで1週間放映しました。

さらに平成28・29年と2年続けて、丸の内・大手町地区の丸ビルなど三菱地所の大型オ



AR機能付観光ガイドブック「ABI ROAD」

フィスビル22棟約100台をネットする丸の内ビジョンで放映しました。

また、昨年9月には、手賀沼でスワンボートを漕ぐシーンが撮影された土屋太鳳さん主演の映画「トリガール！」が上映される都内・県内7映画館で第1弾CMを放映するなど、動画資産を有効活用しています。

本市では、制作したCMを、鉄道広告から都心の街頭ビジョン、東京駅前の観光情報発信拠点、映画館など多様な情報発信ツールを組み合わせる『メディアミックス』戦略を推進しています。同じCMが、丸の内・渋谷・映画館・鉄道とエリアと媒体を変え

ることで、トピックに変化したシティプロモーションの効果を上げています。

■第1弾CMのメディアミックス戦略

- ①東京メトロ車内ビジョン（平成27年7月）
- ②日本橋街頭ビジョン（平成27年8月／現在）
- ③渋谷街頭ビ

ジョン（平成28年7月、平成29年7月）④東京駅前東京シティアイビジョン（平成28年1月／現在）⑤丸の内ビジョン（平成28年10月、平成29年12月）⑥映画館シネアド（平成29年10月）

ICT技術を活用して動画資産をAR機能付観光ガイドブックで発信

市外や訪日外国人の観光客誘致を目的に、スマートフォン普及に伴い注目されているAR（拡張現実）機能を東葛6市で初めて取り入れた観光ガイドブック「ABI ROAD」を昨年12月に発行。

観光ガイドブックでは、市のシンボル手賀沼や昨年オープンした農家レストランなど新たな魅力を動画で楽しく発信するほか、CMや市制45周年記念の映像、チャテレビの朝の情報番組で放送中の「あびこナビ」、J・C・O Mで生中継した手賀沼花火大会など見所を動画で紹介しています。AR用の動画は、本市のCMや番組を制作した2社の協力で新たな制作経費を掛けずに実現しました。

昨年10月、JR上野東京ライン東京・品川方面が増発され、都心からのアクセスが大きく改善した追い風を生かすため、最新のICT技術を市の情報発信に生かして、観光面の魅力も積



上記のQRコードを読み取りますと、YouTube公式サイト「あびこの魅力発信チャンネル」に移動できます

機能付観光ガイドブックの発行へとつなげた今回の取り組みは、ICTを生かしたシティプロモーションの新たな可能性を示したものとなりました。

極的にアピールしています。

社会インフラとしてのWi-Fi整備

観光庁の訪日外国人調査では、不満の2番目に「無料公衆無線LAN」の少なさが指摘されています。国民の7割超がスマホを利用し、20～30代では9割を超える中、AR機能付観光ガイドブックを生かした観光客誘致にも、市内のWi-Fi環境整備は欠かせません。

本市では、ICTを生かした施策を展開するため、市内の小中学校の教室の無線LAN環境を整え、本年度末をめどに我孫子駅をはじめ市内の主要箇所ですべて「我孫子市シティWi-Fi」の整備を進めています。スマホを使ってさまざまな情報を得ることが当たり前の中で、自治体にとって事業者と連携した「無料公衆無線LAN」の整備は、社会インフラ投資としての認識が求められています。

ICTを活用した本格的な地域活性化は、緒についたばかりで、自治体では何処から市の魅力発信につなげるのか、手探りの状態です。CMなどの動画資産を有効活用してAR

ICTを活用した 行政広報によるまちづくり

菊池市長(熊本県)

江頭 実



長い間、行政広報は、市のお知らせを住民に伝えることが主な目的であった。しかし、誰でもICTを使える時代になり、動画やSNSなど比較的安価で簡単に市外への発信ができるようになった。今では、インターネット上で自治体のPR合戦が当たり前のように行われている。

菊池市も同様に、平成25年からICTを駆使した情報発信を進めている。その事例をいくつか紹介したい。

持続可能なまちづくりに向けて

本市は、熊本県の北東部に位置し、日本森林浴の森百選・日本名水百選・日本の滝百選に選ばれた菊池溪谷や、日本の名湯百選に認定された菊池温泉をはじめ、豊かな自然と食、歴史、文化に恵まれた観光都市である。

毎年約300万人の観光客が本市を訪問しているが、宿泊客の数は平成元年の44万人をピークに年々減少傾向にある。これは、旅行形態のトレンドが団体客から個人客や少人数

のグループに移行したにも関わらず、その対応に遅れたこと。本市特有のPR素材をうまく生かすことができていなかったことが原因である。

一方、平成27年に4万8335人いた人口は、5年後には4万6405人に減り、高齢化の進行も予想されている。このため、交流人口の増加、定住促進、人口流出減少の取り組みが急務であった。

すべての取り組みが効果的に進むよう実効性のある広報戦略を構築し、「知ってもらう↓訪れてもらう↓ファンになってもらう↓住んでもらう」というサイクルの創出を目指すことにした。

メディア活用で事業効果を最大化

平成25年に「安心・安全の癒しの里づくり」を掲げ、持続可能なまちづくりを進めるための政策をスタートした。同時に、「癒しの里菊池」をブランドメッセージとして情報発信のベクトルを統一し、メディアの活用を見直

して効率的かつ効果的な広報活動を開始した。まず、ホームページや広報紙、SNSなど、これまで別々に運用していたメディアを連携させることにした。例えば、ネットリテラシーの高い若者向けの情報であれば、ページ数に限りのある広報紙には少ない文字数で内容を掲載しホームページへ誘導。SNSであれば、キャッチーな内容で関心を惹きつけ、ホームページへ誘導する。つまり、ホームページに情報トラフィックのハブ的役割を持たせ、効率的な情報発信を目指した。

さらに、これまで各事業担当部署がバラバラで行ってきた情報発信の一部を広報が担うことで、効果的なプロモーションにつながることにした。メディアを管理する広報が「癒しの里」のイメージで情報をトータルデザインすれば、訴求力が高くなるからだ。

企画担当が行う移住体験ツアーや外国人交流ツアーでは、広報が取材して撮影した写真や動画を各メディアで配信。広報紙の特集記事には、動画をQRコードやAR(仮想現実)



広報が約半年にわたって撮影した熊本地震ドキュメント動画「負けんばい」

動画で紹介してネットとの親和性を持たせ、拡散性を高めた。動画は、移住定住フェアのほか、観光協会や旅行代理店に提供してインバウンドにも活用している。こうした取り組みが事業推進を後押しし、平成27年の「全国の移住定住ランキング」（宝島社）では、初登場16位、「福岡から通いたい田舎」で1位を獲得。移住・交流先として魅力のあるまちとして注目度を高める結果となった。

動画コンテンツの活用

プロモーションにおいて動画コンテンツの有効性は高い。特に本市のような観光地は、豊富なPRコンテンツを見せることができる。SNSでも拡散性が高く、イベントなどでは前後のパブリシティーで大きな効果を発揮する。

用水路をカヌーで下る遊び「イデベンチャー」の体験動画を公式Facebookに投稿したところ、1週間で1万回再生され、予約が殺到。メディアにも多く取り上げられ、今では予約が取れないほどの人気アクティビ

ティーになっている。菊池渓谷やトレッキング体験などの動画も人気で、テレビ放送にもつながり交流人口の増加に役立った例も多い。平成26年に地域おこしの一環で実施した、菊池世界一プロジェクト「世界一長い流しそうめん」では、作業開始から世界記録達成まで動画を記録。ネットで配信したところ、首都圏のテレビ局から動画素材の提供依頼があり、情報番組や年末特番などで盛んに取り上げられた。

熊本地震ドキュメントムービー「負けんばい 菊池負けんばい熊本」は、公開直後から大きな反響があり、動画は14万回以上再生され、1500回以上シェアされた。ウェブニュースや新聞でも取り上げられ、多くの人に現状を伝えることができた。動画は自治会で放映されたり、寄付のお礼状とともにDVDにして送ったり、市内外の教育機関や防災関係機関で活用されたりなど、現在もニーズがある。

しかし、広報は認知獲得だけが目的ではない。まちを好きになる「ファンづくり」と、まちのために何かしようという「仲間づくり」も大事な目的である。多くの予算をかけて話題性のある動画を制作する自治体が多いが、「一発屋」で終わってしまう例も少なくない。意図しないまちなイメージが広がる恐れもある。一過性の認知獲得では、本来のまちづくりにはつながらない。そのため本市では、市民や地域資源を主役にした動画をコンスタン

トに発信することを大事にしている。動画に出演した市民が「このまちな住民で良かった」と感じ、見た人は「素敵なまちだ」と共感し、まちの魅力を知り、誇りを持ってもらう。それが市民主体のまちづくりを後押しし、まちの魅力を増幅させ、交流人口と移住定住人口の増加につながると考えている。

熊本地震の対応

複数メディアの活用で防災力向上

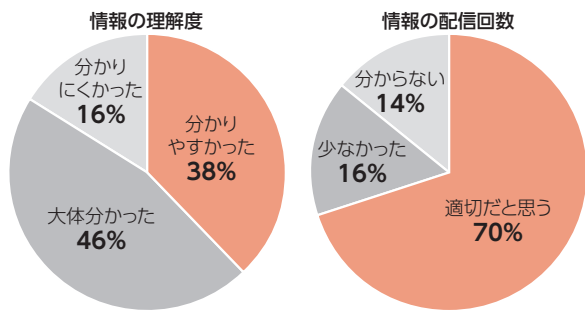
災害時における広報の役割は大きい。そのことは平成28年の熊本地震でも身をもって知ることができた。

総務省が平成27年に行ったアンケート結果によると、東日本大震災の発災時、住民の大半が「行政による災害情報の提供が不十分だった」と評価している。これを教訓に、本市では、平時からメールやSNS、スマホアプリ、地デジデータ放送など多様なメディアを活用して情報を発信してきた。これらのメディアが市民にとって普段から身近な情報源となれば、いざというときに役立つとの考えからだ。そうした中、平成28年4月、熊本地震が発生。市初の震災であったが、平時の備えを生かした防災広報活動を展開することができた。

SNSが活躍

プロモーション用の公式Facebookページを防災情報発信に活用。当時3000人以上のフォロワーがいたため効果的に情報を拡散で

市民アンケートによる「防災情報の満足度」



地震発生後すぐ、複数のふるさと納税ポータルサイトのサービスを活用して寄付金の受け入れ態勢を整えた。本市は被害が大きい自治体に比べてメディアの露出が少なかったが、SNS等で情報発信を続け認知度を高めたことで、7月末で約2億円の寄付金が集まった。県内では南阿蘇村に次いで2番目に高い額で、寄付件数は約2万4000件で一番多かった。継続して市を応援していただく「菊池ファン」を増やすために、市のネットショッ

きた。公的支援や市民の共助活動など、被災者を励ますような情報も積極的に発信。その結果、新たなフォロワー獲得にもつながった。SNSはリアルタイムに被災者ニーズを把握できる利点もある。当初、通行止め箇所や避難所など名称だけを掲載していたが、「名前だけだと場所が分からない」とのコメントが寄せられたため、すぐにGoogleマップのサービスを活用して位置図を作成した。位置図は2カ月で13万回以上閲覧されている。

ふるさと納税ポータルサイトを活用

ドローンの活用

「菊池まるごと市場」を受け皿として用意しりピーターの獲得にもつなげている。

情報伝達システムの導入で業務効率化。総務省のモデル事業に

防災と観光PRに活用することを目的に導入していた無人航空機ドローンが、災害現場調査で大きな力を発揮した。国土交通省の災害派遣チームTECHFORCEの現地調査に同行し、土砂崩れやがけ崩れなど、目視できない危険箇所の写真や動画を撮影。災害箇所の仮復旧や交通規制の迅速な判断に役立てることができた。

震災時、避難所は最大で27カ所に及び、電話連絡だけで人員と時間を割いた。また、会議のたびに分散する職員が数時間ごとに災害対策本部に参集しなくてはならなかった。これを効率化するため、ICTシステムを取り扱う企業に協力を要請したところ、実証実験を兼ねることで24台のタブレットを無償導入できた。その結果、防災本部と総合支所や避難所との遠隔会議が可能になり、業務は格段に効率化。現在は住民との相互情報配信システムを構築し、新たな防災ツールとして活用を進めている。

この取り組みを総務省が実施する「災害情報伝達手段等の高度化事業」に提案し、平成29年1月、実証事業実施団体に採択された

(全国で7自治体。事業費は約6900万円)。高齢者、障がい者、外国人、観光客など、それぞれの特性に合わせた分かりやすい防災行政情報伝達システムや、スマホアプリ「きくち防災行政ナビ」を開発。主な機能として、①日時や災害時のお知らせ②文字・音声・画像による情報発信③英語・中国語・韓国語に対応④広報紙やチラシなどの情報確認⑤避難引きや防災マップなどの情報確認⑥アンケート機能——などを持たせた。平成29年11月1日に実証実験をスタートしたところ、既に効果を実感している。引き続き行政と市民を結ぶツールとして有効活用を進めたい。

最後に

このように、地方自治体が効率よく効果的な行政サービスを提供していくために、ICTの導入は必然であろう。せつかくの技術が無駄にならないよう、市民の情報リテラシーを向上する取り組みも必要である。そのためには、情報の発信手段だけでなく、情報を受信する相手側のニーズを把握し、思いに応えていかねばならない。

広報は、市民や利害関係者との良好な関係を構築する役割を持っている。時代とともに情報伝達手段は変わっても、人同士のつながりであることを忘れず、思いの通い合う方向の情報発信に努めていきたい。

都市の リスクマネジメント

第93回

「未来の年表」と防災

跡見学園女子大学教授

鍵屋 一

人口減少カレンダー

新年にあたり、遠くまでの目線で防災を考えた。ブームとなった書籍『未来の年表 人口減少日本でこれから起きること』（河合雅司、講談社現代新書、2017年6月）では、不愉快な真実ともいえる日本の未来の姿がリアルに描かれている。

第1部の人口減少カレンダーは、今後、日本人が直面する21の大テーマが掲げられているので、その一端を紹介する。

- 2020年 女性の2人に1人が50歳以上に
- 2022年 「ひとり暮らし社会」が本格化する
- 2024年 3人に1人が65歳以上の「超・高齢者大国」へ
- 2026年 認知症患者が700万人規模に
- 2033年 全国の住宅の3戸に1戸が空き家になる
- 2040年 自治体の半数が消滅の危機に
- 2042年 高齢者人口が約4000万人とピークに

10の処方箋

これに対し、著者は人口減少から日本を救う

10の処方箋を示しているので、概要を紹介する。

■戦略的に縮む

①「高齢者」を削減

高齢者の定義を75歳以上に引き上げ、可能な限り働いてもらう。

②24時間社会からの脱却

店員がいなくなるので、利便性は我慢する。

③非居住エリアを明確化

コンパクトシティをつくり、そこに「にぎわい」をつくる。

④都道府県を飛び地合併

行政サービスをする若手が不足するので、東京と島根を合併するぐらいの発想で行う。

⑤国際分業の徹底

得意分野だけに資源を集中させる。

■豊かさを維持する

⑥「匠の技」を活用する

目指すはイタリアモデル。少量生産少量販売。No.1ブランドで海外と直接つながる。

⑦国費学生制度で人材育成

まず必要数を把握し計画的に育成する。

■脱・東京一極集中

⑧中高年の地方移住推進

大学連携型CCRC。リタイア後の元気なうちに都会から移住し、地方の大学キャンパスで学生生活をする。医療や介護が必要になれば、大病院系列や介護施設で最後まで暮らす。

⑨セカンド市民制度を創設

第2の故郷をつくる。人口減少する市町村は、定住人口ではなく交流人口にターゲットを絞る。

■少子化対策

⑩第3子以降に1000万円給付

財源は簡単にいうと富裕層の相続税増。

学生による処方箋の評価

跡見学園女子大学1年生17人の授業で、人口減少カレンダーと処方箋を解説した後、どの処方箋がすぐれているかを評価させた。評価の方法は「重要性」と「緊急性」でそれぞれ10段階に分け、「重要性」×「緊急性」で掛け合わせる手法を使った。その結果は次の通りである。

1位	①高齢者を削減する
2位	⑩第3子以降に1000万円給付
3位	⑦国費学生制度で人材育成

集合論では「みんなの意見は案外正しい」と



Risk Management

いう理論がある。①は利害関係者からの反対が大きいだろうし、⑩は財務面で大きな壁がありそうだ。しかし、経験値こそ少ないが、しがらみにとらわれない学生の意見は相当に本質をついているのではないか。

著者の河合氏は、未来の年表を変えたいのであれば、大胆な発想の転換と国民の覚悟が必要だと述べている。学生にすれば、未来の年表に示される社会をつくってしまった高齢者世代が、今からその責任を取るためには、せめて①のような生涯現役の気持ちを持つてもらいたいと考えるだろう。また、少子化を嘆くなら、安心して子育てができるシステムを作る必要があり、難しいのであればせめても、⑩のような経済的に不安のない金額支給を求めるのであろう。戦術には多くの異論があると思われるが、戦略としての方向性は正しい。

災害と人口減少カレンダー

さて、この人口減少カレンダーには、高い確率で発生すると予測される南海トラフ巨大地震も首都直下地震も入っていない。防災関係者はよく「災害は弱いものにより厳しい」「災害は地域のトレンドを加速する」と言う。例えば、災害があると直接死／間接死を問わず、高齢者／障がい者が亡くなりやすい。また、高齢化が進んだ地域では、災害があると若い人が出ていき、さらに高齢化が進展する。

また、大災害ともなると社会の変動さえもたらず。1853年のペリー来航後に幕末を

襲った安政東海地震や安政南海地震、1855年の安政江戸地震などにより、幕府の屋台骨は揺らぎ、明治維新につながる。1923年の関東大震災以後の不況から、1930年の満州事変、そして太平洋戦争へと突入した。一方、戦後の高度経済成長期にこのような大災害が発生しなかったことは幸いと言うべきだろう。

大災害が時代のトレンドを加速するならば、南海トラフ巨大地震や首都直下地震のよう大災害が発生すると、人口カレンダーが想定した以上の社会変動が生じることになる。日本人はその衝撃に耐えられるだろうか。

魅力増進型の防災で、安全・安心なまちづくりを

防災力の源となる自助、共助、公助は、徐々にその力を弱めている。自助は高齢化と単身世帯化の進行で、共助はコミュニティの付き合いが減ることで、公助は20年間で自治体職員が2割減少したことで、それぞれ弱体化していった。

これからは、さらに少ない資源で対応することが求められる。今、人々が住んでいるすべての場所を安全にし、損失を少なくする防災をしている余裕はない。防災対策を、ハードもソフトも人口減少社会に対応できるものとして再構築しなければならない。

戦略の基本は、災害に強い安全な場所に徐々に人々を集めることだ。近年の山地水害

では、警報が間に合わず、住民が逃げる間もないほどの短時間で土砂・土石災害や洪水被害が発生している。

地方部ではコンパクトシティを進め、一定の行政サービス、コミュニティや医療・福祉・保健の充実、にぎわいの創出をしながら、魅力的な地域づくりをすることが重要になる。

都市部では、特に木造密集市街地の整備が重要だ。地震による揺れ、津波、火災に弱く、人的、経済的に大きな被害をもたらすからだ。再開発、区画整理を進めるとともに、古い木造アパートを防災アパートに建て替えて高齢者を徐々に誘導するなど、災害に強いだけでなくコミュニティのあるまちづくりが必要だ。

なお、行政はともすれば防災や行政コストを前面に出して論理的に話を進めたがるが、それだけでは人の心を動かすのは難しい。行政職員には、住み慣れた住居を離れて新たな生活を始める人々に敬意を表し、末永い安全・安心を祈る気持ちをもって、事業を進めていただきたい。

筆者プロフィール

鍵屋 一 (かぎやはじめ)

1956年秋田県男鹿市生れ。早稲田大学法学部卒業。板橋区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危機管理担当部長(兼務)、議会事務局長等を経て2015年3月退職。京都大学博士(情報学)。2015年4月跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授。法政大学大学院・名古屋大学大学院兼任講師。内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会委員」など政府委員。内閣官房地域活性化伝道師、(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事など。著書に『図解よくわかる自治体の防災・危機管理のしくみ』『福祉施設の事業継続計画(BCP)作成ガイド』など



法令相談室から

平成29年を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松崎 勝

1 はじめに

毎年12月に発表される(財)日本漢字能力検定協会の「今年の漢字」は、新聞報道によれば「北」という漢字に決まった、とのことである。

「今年の漢字」は漢字1字を選ぶものであるが、漢字2字を選ぶとすれば、私は「今年の漢字」は「付度」ではないかと思う次第である。

「付度」とは、広辞苑によれば「他人の心中をおしはかること。推察。」とされているのであり、「他人の心中をおしはかること」、すなわち「付度」することは決して悪いことではない。しかし、「付度」するあまり、常識に反すること、換言すれば、市民に対する説明が出来ないことを行うことは絶対に

あつてはならないものである。

昨年出された最高裁判決のうち、最高裁判決平成29年9月15日第二小法廷判決は、地方公務員の不正行為に対しては、厳しく対応すべきものであること、すなわち違法・過剰な「付度」は絶対になしてはならないものであることを判示したものであり、首長を含めて全地方公務員が必ず読んでおくべきものであると考えるので、以下紹介する次第である。

2 最高裁判決平成29年9月15日

第二小法廷判決(平成28年(行ヒ)第33号事件)

1 事案の概要

(1) 本件は、大分県教育委員会の平成19年度(平成18年7月・第1次試験、9月・第

2次試験)、20年度(平成19年7月・第1次試験、9月・第2次試験)における教員採用試験において、受験生の得点を操作するなどの不正行為を行った大分県教委職員の責任を追及する住民訴訟である。

(2) A(平成18年7月・9月当時の大分県教委教育審議監)は、平成19年度の教員採用試験において、「特定の受験者を平成19年度試験に合格させてほしいなどの相当数の依頼を受け」たことから、人事班の主幹であるGに対し、受験者の中からAが選定した者を合格させるよう指示し、またH(当時の義務課長)も同様の依頼を受けていたので、Gに対し、受験者の中からHが選定した者を合格させるよう指示し、Gは、A及びHの上記指示を受け、受験者の得点を操作したうえ、教

育長に可否の判定を行わせ、指示に係る受験者を合格させた。

(3) Aは、平成18年11月に退職し、Aの後任として大分県教委教育審議監となったHは、平成20年度の教員採用試験において、上記同様、相当数の同様な依頼を受けたことから、G（平成19年7月・9月

当時は、人事班の課長補佐となっていた。）に対し、Hが選定した者を合格させるよう指示し、Gは、Hの上記指示を受けて受験者の得点を操作したうえ、上記同様、指示に係る受験者を合格させた。

(4) 上記不正操作の結果、平成19年度の教員採用試験においては39名が、また平成20年度の教員採用試験においては23名が、本来であれば合格していたにもかかわらず不合格となっていたものであり、上記の不合格者の中には、平成19年度、平成20年度のいずれにおいても合格していたにもかかわらず、不合格となっていた者が7名も含まれていたのである。

(5) 大分県は、①平成19年度の教員採用試験において、合格していたにもかかわらず不合格となっていた31名との間で、総額金7095万円を支払う旨の和解をなすとともに、②平成20年度の教員採用試

験において、合格していたにもかかわらず不合格となっていた22名との間で、総額金1950万円を支払う旨の和解をなし、結局、平成22年12月及び平成23年3月に合計金9045万円の損害賠償金の支出をなした。

(6) なお、平成19年度の教員採用試験においては、大分県内の市立小学校の教頭であったB、及びその妻であり、同じく市立小学校の教諭であったC（以下「B夫妻」という。）が、Aに対し、同人らの子を合格させてほしいとの趣旨で、金100万円の賄賂を供与していた事実が存在していたし、平成20年度の教員採用試験においては、大分県内の市立小学校の教頭であったDが、Gに対し、同人の子を合格させてほしいとの趣旨で、金400万円の賄賂を供与していた事実も存在していたのである。

(7) 本件事件が発覚して以降、県教委や県立・市立学校の管理職員らは、本来合格していたが不合格となった者を救済するための募金事業（特別支援事業）を行い、平成23年2月から3月にかけて、大分県に対し、合計金4842万4616円を寄附した（本件第1寄附）のみならず、さらに県教委有志及び教育長経験者らは、

平成24年2月に、大分県に対し、金500万円を寄附した（本件第2寄附）。

(8) なお、Aは、平成18年11月に大分県を退職したことに伴い、退職手当（退職金）として3254万5896円の支給を受けていたが、前記（6）のB夫妻からの賄賂に係る収賄罪による有罪判決を受けたことから、大分県教委はAに対し、退職手当全額の返納を命じ、Aは、退職手当全額の返納命令に従い、上記退職手当金3254万5896円を大分県に返納していたものである。

(9) ちなみに、H、G、B夫妻（B・C）及びDは、いずれも懲戒免職処分を受けており、退職手当の支給はされなかった。

(10) 大分県の住民である原告らは、大分県が、本来合格とすべきであるにもかかわらず不合格となった者に支払った損害賠償金総額金9045万円については、国家賠償法1条2項に基づき、本件不正に関与した者に求償すべきものであるとして、住民監査請求をなし、さらに、本訴提起に至ったものである。

(11) 本訴の争点は、大分県が不合格者らに支払った損害賠償金9045万円について、大分県は不正に関与したものに求償権を有するか否か、また、その金額はい

くらであるか、の2点が重要な争点となっていたものである。

- (12) 第1審である大分地裁平成27年3月16日判決（季刊 公務員関係最新判決と実務問答 第5号52頁。なお、上記実務問答記載のアルファベットによる職員の表示と本最高裁判決のアルファベットによる職員の表示は、必ずしも一致していないので注意されたい。）は、大分県が支払った金9045万円から本件第1寄附と本件第2寄附の合計金5342万4616円については、求償権の一部について実質的にはその補填を受けたものと判断することは許されるが、Aが返納した退職手当金3254万5896円については、求償権が補填されたと判断することは出来ない」と判示し、Aらに対する求償権の不行使が違法となる旨を判示し、原告らの請求の一部を認容する判決をなしていたものである。
- (13) これに対し、第2審である福岡高裁平成27年10月22日判決（前記季刊 公務員関係最新判決と実務問答 第5号41頁）は、Aが返納した退職手当金3254万5896円についても、「県教委にも本件不正の発生について責任がある」、「公

務員の退職手当には賃金の後払いという性格もある」こと等を判示したうえ、Aの退職手当が全額返納されている事実も求償権の行使にあたり考慮することは許容されると判示し、大分県において、Aの退職手当が全額返納されている事実を踏まえ、求償権の行使に制限を加えたことは違法ではないとして、原告らの請求を全面的に棄却した。

2 主文(要旨)

- (1) 原判決を破棄する。
(2) 本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

3 判旨

- (1) 「本件不正は、教育審議監その他の教員採用試験の事務に携わった県教委の職員らが、現職の教員を含む者から依頼を受けて受験者の得点を操作するなどして行われたものであったところ、その態様は幹部職員が組織的に関与し、一部は賄賂の授受を伴うなど悪質なものであり、その結果も本来合格していたはずの多数の受験者が不合格となるなど極めて重大であったものである。そうすると、Aに対する本件返納命令や本件不正に関与し

たその他の職員に対する退職手当の不支給は正当なものであったということができ、県が本件不正に関与した者に対して求償すべき金額から本件返納額を当然に控除することはできない。また、教員の選考に試験の総合点以外の要素を加味すべきであるとの考え方に対して県教委が確固とした方針を示してこなかったことや、本件返納命令に基づく返納の実現が必ずしも確実ではなかったこと等の原審が指摘する事情があったとしても、このような抽象的な事情のみから直ちに、過失相殺又は信義則により、県による求償権の行使が制限されるということではない。」

(2) 「したがって、上記の事情があることをもって上記求償権のうち本件返納額に相当する部分を行使しないことが違法な怠る事実に当たるとはいえないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

3 本最高裁判決の意味について

- 1 本最高裁判決は、Aが返納した退職手当金3254万5896円等については、上記に述べたとおり、「Aに対する

本件返納命令や本件不正行為に關与したその他の職員に対する不支給は正当なものであった」と判示したうえ、「県が本件不正行為に關与した者に対する求償すべき金額から本件返納額を当然に控除することはできない。」と明確に判示しているのであり、福岡高裁との対比からすれば、不正を行った職員に対しては厳しく対処すべきものであると判示したものと評価出来るものである。

2 ちなみに、本最高裁判決には、山本裁判官の意見が付されてるところ、山本裁判官は、Aが返納した退職金のみならず、「本件第1寄附」「本件第2寄附」を控除することについても言及し、「原審は、第1寄附を請求額から差し引いた理由及び根拠として、第1寄附は本来合格していたにもかかわらず不合格となった者に対して県が支払った損害賠償金の財源に充当してほしいとの趣旨を示して抛出されたものであること等から、県が実質的にその補填を受けたと評価できるという事情を挙げるが、このような事情だけではとても納得することができない。」と意見を述べるとともに、さらに「Aは、県の教育審議監とし

て、人事権その他県の教育界を動かす権限があつた者であることは、容易に推察できる。見方によれば、そのような立場にあつた者のかつての影響力を慮つた元部下たちが、その傘下の県教委職員や公立学校の校長等から事実上強制的に寄附金を集め、最終的にはAの損害賠償義務の軽減に用いられるようにもつていったと解釈できなくもない。仮にそれが事実であるとすれば、私はあるまじき行為であると考え。とりわけ組織の長あるいはこれに準ずる立場にある者は、自らの不祥事に基づく損害賠償責任は自ら果たすべきであり、仮にもその責任が一部にせよ部下に押し付けられるようなことはあつてはならないと考える次第である。」とさえ述べているのである。

3 結局、本最高裁判決は、職員採用試験における不正など絶対にあつてはならないものであり、上記不正行為に關与した者については、懲戒処分等の制裁のみならず、国家賠償法1条2項に基づく求償権についても非常に重い責任を負うことになることをも判示していると評価出来るものなのである。

4 おわりに

1 地方公共団体に対する住民の信頼は、地方公共団体職員が不正な行為を絶対に行わないことが前提条件となつているのであり、職員が、組織内部において不正な行為を行った場合には、重大な責任を負わなければならないものである。

2 本最高裁判決を読む限り、A及びBが指示したとしても、部下職員たるG（及びI）が毅然とした対応をなしておけば不正行為は防げたのではないかと思う次第である。

3 その意味からすれば、私は、Gらとしては、上司であるA及びBの意を「忖度」などしなければ良かったのではないかと思うものである。

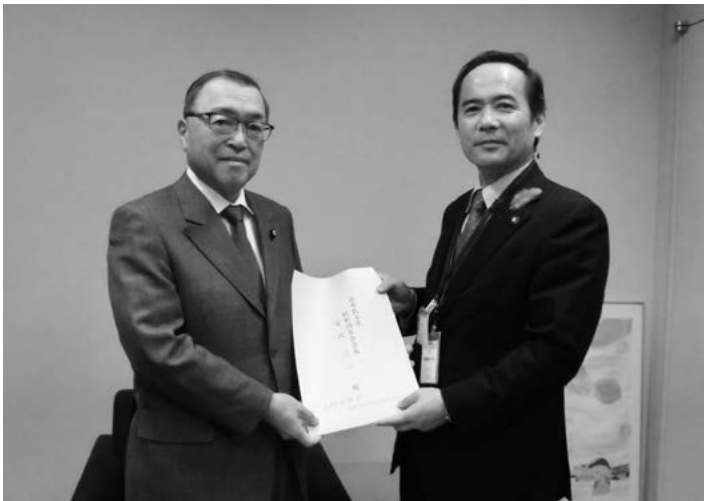
4 最後に、組織内部において不正な行為が行われたとされるある事件を現に担当している弁護士として、「地獄への道は善意で敷き詰められている」(The road to hell is paved with good intentions.)との格言や「天網恢恢疎にして漏らさず」との格言があることを付言する次第である。

全国市長会の

動き

11月13日～12月10日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
 (<http://www.mayors.or.jp/>)
 をご参照ください。



宮沢洋一・自由民主党税制調査会会長に要請

#1 公明党「総務部会」および自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」に財政委員会委員長の神谷・安城市長が出席するとともに、関係国会議員に対し要請活動

11月14日、公明党「総務部会」および自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」がそれぞれ開催され、財政委員会委員長の神谷・安城市長をはじめ、地方六団体の各代表が出席した。

「財政部」

#2 全国市長会子ども・子育てフォーラムを開催、120名を超える市長が参加、「子どもたちのための緊急アピール」を採択

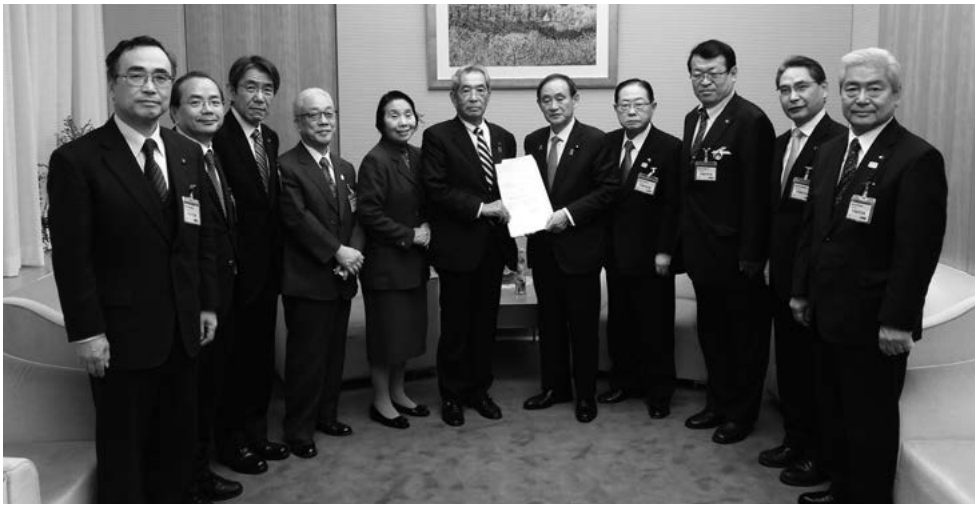
11月16日、全国都市会館において、「子どもたちのために、今、緊急に求められていること」をテーマに開催し、120名を超える市長が参加した。

「社会文教部」

#3 理事・評議員合同会議を開催

11月16日、全国都市会館において開催。「東日本大震災からの復旧・復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」など10件の決議、「子どもたちのための緊急決議」すべての子どもへの健やかな育ちを指して「および平成30年度国の施策及び予算に関する重点提言・提言」を決定し、正副会長により要請。

会議終了後、正副会長は、菅・内閣官房長官、西村・内閣官房副長官、野上・内閣官房副長官、杉田・内閣官房副長官、自由民主党の萩生田・幹事長代行、公明党の山口・代表、石田・政務調査会長、斉藤・税制調査会長、



菅義偉・内閣官房長官に要請する正副会長

榊屋・政務調査会会長代理、佐藤・農林水産部会長、浮島・文部科学部会長、竹谷・女性局長、石川・外交安全保障調査会副会長、太田・総務副部会長、鰐淵・文部科学副部会長に対して、決議・緊急決議・重点提言の実現などについて面談・要請した。

〔企画調整室〕

#4 第8回まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体の意見交換会が開催され、松浦会長が出席

11月20日、梶山・まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体代表者との意見交換会が開催され、本会から松浦会長が出席した。

〔行政部〕



#5 松浦会長をはじめ役員市長が「都市税財源の充実確保」について、関係国会議員に対し要請

11月27日、松浦会長は、自由民主党の塩崎・税制調査会副会長に面談の上、平成30年度の

#6 北朝鮮ミサイル発射に対する抗議文を本会をはじめ地方三団体が発表

11月29日、北朝鮮のミサイル発射に対し、本会をはじめ地方三団体が抗議文を発表した。

〔財政部〕



塩崎恭久・自由民主党税制調査会副会長（右）に要請する、松浦会長（左）

11月29日、北朝鮮のミサイル発射に対し、本会をはじめ地方三団体が抗議文を発表した。

〔行政部〕



岡崎・高知市長（右手前から2人目）、松井・広島市長（右手前）

#7 「生活保護制度に関する国と地方の協議」が開催され、岡崎・高知市長、松井・広島市長が出席

12月5日、厚生労働大臣、知事、市長、町長で構成する「生活保護制度に関する国と地方の協議」が開催され、生活保護制度の見直しについて協議。本会から岡崎・高知市長、指定都市市長会から松井・広島市長が出席した。

〔社会文教部〕



#8 国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム(第3回)に副会長の立谷・相馬市長が出席

12月5日、中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進WGに設置された、国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チーム(第3回)が開催され、委員である副会長の立谷・相馬市長が出席した。

〔行政部〕



#9 「第3回防災推進国民会議」に副会長の立谷・相馬市長が出席

12月8日、「第3回防災推進国民会議」が首相官邸において開催され、本会から副会長の立谷・相馬市長が出席した。

〔行政部〕

平成29年全国市長会を取り巻く主な動き

《被災地支援関係》

■平成29年7月九州北部豪雨への対応

8月2日、松浦会長および九州市長会会長の森・鹿児島市長が、原田・日田市長および森田・朝倉市長とそれぞれ面会し、九州北部豪雨による被災についてお見舞い、激励。

8月10日、森・鹿児島市長、森田・朝倉市長、原田・日田市長が、小此木・内閣府特命担当大臣(防災)、奥野・総務副大臣に面会の上、「平成29年7月九州北部豪雨災害に関する要請」(全国市長会、九州市長会)の実現方について要請。

その後、被災市町村に対する人的支援について、全国町村会、総務省および被災県等との協力のもと、各市区に対し職員派遣を依頼し、3名の派遣が決定(平成29年11月1日現在)。

さらに、平成30年度においても引き続き各市区からの人的支援を依頼。

■東日本大震災および平成28年熊本地震に係る被災市町村に対する人的支援を決定

東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について、全国町村会、総務省および被災県との協力のもと、各市区に対し職員派遣を依頼し、388名の派遣が決定。また、元職員等の情報提供により、6名の採用等が

決定(平成29年11月1日現在)。

平成28年熊本地震に係る被災市町村に対する人的支援について、全国知事会、全国町村会、総務省および被災県等との協力のもと、各市区に対し職員派遣を依頼し、41名の派遣が決定(平成29年11月1日現在)。

さらに、平成30年度においても引き続き各市区からの人的支援を依頼。

《地方分権関係》

■提案募集への対応

4月19日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第七次一括法案)」が成立。

平成29年の提案募集において、184団体から311件の提案が提出され、そのうち内閣府と関係府省の間で調整することとされた210件の提案について検討され、平成29年12月26日に「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定。法律改正事項については、一括法案等を平成30年通常国会に提出することを基本としている。

《地方財政関係》

■平成30年度税制改正

12月14日、「平成30年度税制改正大綱」(自

由民主党・公明党)が決定。

主な改正内容は以下のとおり。

償却資産に係る固定資産税については、中小企業の新規の設備投資を対象とした特例措置を、平成30年度から3年間の時限措置として創設。全国一律ではなく、各市町村が適用の可否を判断できるものとされ、対象とする地域、業種、税率(1/2)は、各団体の条例に定める。適用による減収分は、地方交付税により補てん。

ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持。

森林環境税(仮称)については、平成31年度に国税として創設。1人当たり年1000円を個人住民税均等割に上乘せし、市町村が徴収。課税は平成36年度から開始。平成31年度から課税が開始されるまでの間は、先行して国が借入金を原資とした譲与税を譲与。

■平成30年度地方財政対策

平成30年度の地方一般財源総額は、前年度を上回る62・1兆円を確保。地方交付税(交付ベース)について16・0兆円(対前年度0・3兆円減)を確保し、あわせて臨時財政対策債について4・0兆円(同0・1兆円減)が計上。

また、まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き1兆円を確保するほか、歳出特別枠(前年度0・2兆円)について、平時モードへの切替えを進めるために廃止された一方で、公共施設等の老朽化対策・維持補修

のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増額により、その同額が計上されるなど実質的に確保。

《社会保障関係》

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立

5月26日、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立、6月2日公布（一部を除き、平成30年4月1日施行）。

同改正法は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、介護医療院の創設等による医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進により、地域包括ケアシステムを深化・推進。また、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることや、介護納付金への総報酬割の導入を実施することにより、制度の持続可能性を確保し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供。

■「生活保護制度の見直しについて（生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ）」が了承

12月5日、厚生労働大臣、知事、市長、町長で構成する「生活保護制度に関する国と地方の協議」が開催され、本会から岡崎・高知

市長が出席した。「生活保護制度の見直しについて（生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ）」が原案のとおり了承され、厚生労働省は、この結果を踏まえ、生活保護法の改正案を平成30年通常国会に提出する方針。

《国土交通関係》

■所有者不明土地対策等の推進

所有者不明土地等については、「骨太の方針2017」において、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、関係省庁が一体となって取り組む方針が示されたことから、国の関連審議会等において検討が進められ、公共事業のために所有者不明土地を収用する場合における収用手続きの簡素化や相続未登記農地等の有効活用に資する関連法案が次期通常国会に提出見込み。

《農林水産関係》

■農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定

農林水産省は、3月24日および6月23日、新たに農地転用許可権限等に係る指定市町村の追加指定を行い、合計43市町村を指定。

■総合的なTPP等関連政策大綱の決定

政府は、11月24日、TPP（TPP11を含む）および日EU・EPAの発効を見据え、貿易自由化に伴う国内対策を示した「総合的

なTPP等関連政策大綱」を決定。平成29年度補正予算において、当面必要と考えられる予算を確保。

《本会活動関係》

■会長が欠けた場合の執行体制の整備

4月12日、「会長が欠けた場合の執行体制のあり方に関する検討会議（座長・内野・海老名市長、座長代理・神出・海南市長）が、会長が欠けた場合の次期会長の選任方法、会長職務代理者の決定方法について検討結果を取りまとめ。第87回全国市長会議において、この検討結果を踏まえ、会則等の改正を実施。

■東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所現地視察

4月25日および26日、災害復興担当副会長の立谷・相馬市長をはじめ26名の市長が原子炉建屋、多核種除去設備など福島第一原子力発電所の構内施設を視察。

■土地利用行政のあり方に関する研究会が報告書、特別提言を取りまとめ

5月25日、「土地利用行政のあり方に関する研究会」（座長・志賀・東金市長、座長代理・牧野・飯田市長）が超高齢・人口減少時代に適した制度への転換を図るため、都市自治体による一元的な土地利用行政の確立などを内容とする提言等を盛り込んだ「報告書」を

取りまとめ。第87回全国市長会議において提言部分を「土地利用行政のあり方に関する特別提言」として決定。

■女性市長による未来に向けた政策懇談会が会議録を作成

「女性市長による未来に向けた政策懇談会」（座長・清原・三鷹市長、座長代理・奥山・仙台市長）が、3回（平成28年9月から平成29年4月まで）にわたり開催した懇談会の記録をまとめた「会議録」を作成。全女性市区長（19名）の参画を得た懇談会では、女性の視点で将来を見据え、都市自治体とりまく政策課題について、事例を報告するとともに意見交換が行われ、加藤勝信・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から激励を受ける回もあるなど、その活動の記録をまとめた。

■第87回全国市長会議を開催

6月7日、第87回全国市長会議等を開催。第29代全国市長会会長に松浦・防府市長が選任されるとともに、「東日本大震災からの復旧・復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」「地震・津波・台風等防災対策及び原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議」「地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議」「都市税財源の充実強化に関する決議」「持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議」「参議院選挙制度改革

に関する決議」および「土地利用行政のあり方に関する特別提言」の7件を決定。

■ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会を設置

「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」（座長・牧野・飯田市長、座長代理・高橋・高岡市長）を設置（7月12日、政策推進委員会）。都市自治体が多岐多様な課題に対応しながら、地域の実情に沿った行政サービスを持続的に提供していくため、現在の都市自治体が抱える税財政上の課題を検証しつつ、それぞれの都市自治体が自立し、自由度の高い行財政運営が可能となる都市税財政のあり方やこれに関連した都市経営のあり方について調査研究を開始。

■第79回全国都市問題会議を開催

11月9日、10日の両日、那覇市の「沖縄県立武道館」において、「ひとがたなく都市の魅力と地域の創生戦略―新しい風をつかむまちづくり―」をテーマに、市長、市議会議員、都市自治体関係者等2200名を超える参加を得て開催。目指す都市像、地域の活力創出のあり方、課題および今後の展望等について熱心に討論。

なお、第79回目にして初めて沖縄県で開催。

■全国市長会子ども・子育てフォーラムを開

催、緊急アピールを採択

11月16日、「子どもたちのために、今、緊急に求められていること」をテーマに加藤・厚生労働大臣にも出席していただき、子ども・子育てフォーラムを開催した。120名を超える市長が参加し、①消費税・地方消費税率10%への確実な引上げ、②幼児教育・保育の無償化等の具体化に向け、地方との十分な協議と地方財源の確保、③子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設および国保の減額調整措置の全面廃止、④子どもの貧困対策の強化、⑤児童虐待防止対策および支援施策を強化するための一層の支援措置について、緊急アピールを満場一致で採択。同アピールについては、同日午後の理事・評議員合同会議において、緊急決議として決定。

■損害保険制度21年ぶりの新制度創設

防災を目的とする避難指示等の発令に際し、市が負担する費用に対して保険金を支払う「防災・減災費用保険」制度を5番目の損害保険制度として新たに導入。

また、個人情報漏えい起因して市が被る損害賠償責任および対応費用を補償する、「個人情報漏えい特約」を市民総合賠償補償保険に、市が実施する健診業務等により損害を与えた場合の賠償責任を補償する「健診特約」を予防接種事故賠償補償保険にそれぞれ特約として新たに導入。

平成30年度における 被災市町村に対する人的支援について(依頼)

全国市長会 行政部

- 東日本大震災・平成28年熊本地震・平成29年7月九州北部豪雨に係る被災市町村においては、復興事業の実施に伴い、職員が不足している中、膨大な業務に対応するため、引き続き全国の市区町村からの人的支援を求めざるを得ない状況となっております。
- このことから、全国市長会では、平成30年度における被災市町村に対する人的支援につきまして、平成29年12月6日付・各市区長及び都道府県市長会会長等宛て、
 - ①市区職員の派遣
 - ②市区の第三セクター等職員の派遣
 - ③市区の元職員等の情報提供
 について依頼を行わせていただいております。
- つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、平成30年度における被災市町村に対する人的支援につきまして、引き続き特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 詳細につきましては、平成29年12月6日付・全国市長会からの依頼通知をご覧くださいませようお願い申し上げます。

【全国市長会ウェブサイト(メンバーズページ)参照】

- 東日本大震災
https://www.mayors.or.jp/member/p_saigaihonbu/2017/12/291207m-daishinsai221.php
- 平成28年熊本地震
https://www.mayors.or.jp/member/m_topics/kw_28kumamoto_taiou_top/2017/12/291207kumamoto-info18.php
- 平成29年7月九州北部豪雨
https://www.mayors.or.jp/member/p_oshirase/2017/12/291207kyushugou-haken.php

全国市長会 行政部
 電話 03-3262-2310
 電子メール haken@mayors.or.jp

平成30年度における被災市町村への職員派遣の要望状況 (平成29年12月6日現在)

	市町村数	要請人数	職 種 内 訳								
			一般事務	土木	建築	保健師	農業土木	電気	機械	その他	
東日本大震災	岩手県	7	272	174	75	14	4	1	-	1	3
	宮城県	13	664	319	235	53	16	14	4	5	18
	福島県	14	103	65	20	3	12	3	-	-	-
	小 計	34	1,039	558	330	70	32	18	4	6	21
平成28年 熊本地震	熊本県	11	144	39	56	32	3	10	2	2	-
平成29年7月 九州北部豪雨	福岡県	2	57	19	22	-	-	16	-	-	-
合 計	47	1,240	616	408	102	35	44	6	8	21	

市政

平成30年1月号